

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画

「第3次さんかくプラン」行政評価 (平成25年度)

～性別にかかわらず、住みよいまち、住みたいまちを目指して～

平成26年3月

岡山市市民局男女共同参画課*

*平成26年4月より、男女共同参画課は「女性が輝くまちづくり推進課」に名称変更します。

目 次

I 第3次さんかくプランの効き目を測る	・・・ 1
II 第3次さんかくプランの目標別の体系	・・・ 2
III 身近な指標が映す“さんかく都市”（平成24年度～平成25年度） ～性別にかかわらず、住みよいまち、住みたいまちの視点から～	・・・ 5
IV 平成24年度に実施した主な施策	・・・ 27
○参考資料	・・・ 51

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画「第3次さんかくプラン」のあらまし

凡 例

「さんかく条例」	= 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例 (平成13年6月制定。同年10月一部施行、平成14年4月全部施行)
「さんかくプラン」	= 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画 (平成14年3月策定。計画期間は平成14年度からの5年間)
「新さんかくプラン」	= 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画 (平成19年3月策定。計画期間は平成19年度からの5年間)
「第3次さんかくプラン」	= 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画 (平成24年3月策定。計画期間は平成24年度からの5年間)
「さんかく岡山」	= 岡山市男女共同参画社会推進センター (平成12年4月オープン)
「さんかくウイーク」	= 岡山市男女共同参画推進週間 (「さんかく条例」により設置。6月21日～27日までの一週間)

I 第3次さんかくプランの効き目を測る

1 プランの効き目を測って市民と市政のかけ橋に

行政の取組だけでは、政策を実現することはできません。とりわけ、男女共同参画社会の実現は、市民一人ひとりが理解を深め、市民の皆さんをはじめ、地域団体やNPO、企業など地域の多様な主体による主体的な活動と協働した取組を進めることが不可欠です。

こうしたパートナーシップによる協働の取組を推進していくためには、政策の内容や方向性、目標など自治の基本となる事項について、それぞれの主体が共通の理解と認識を持つことが必要です。

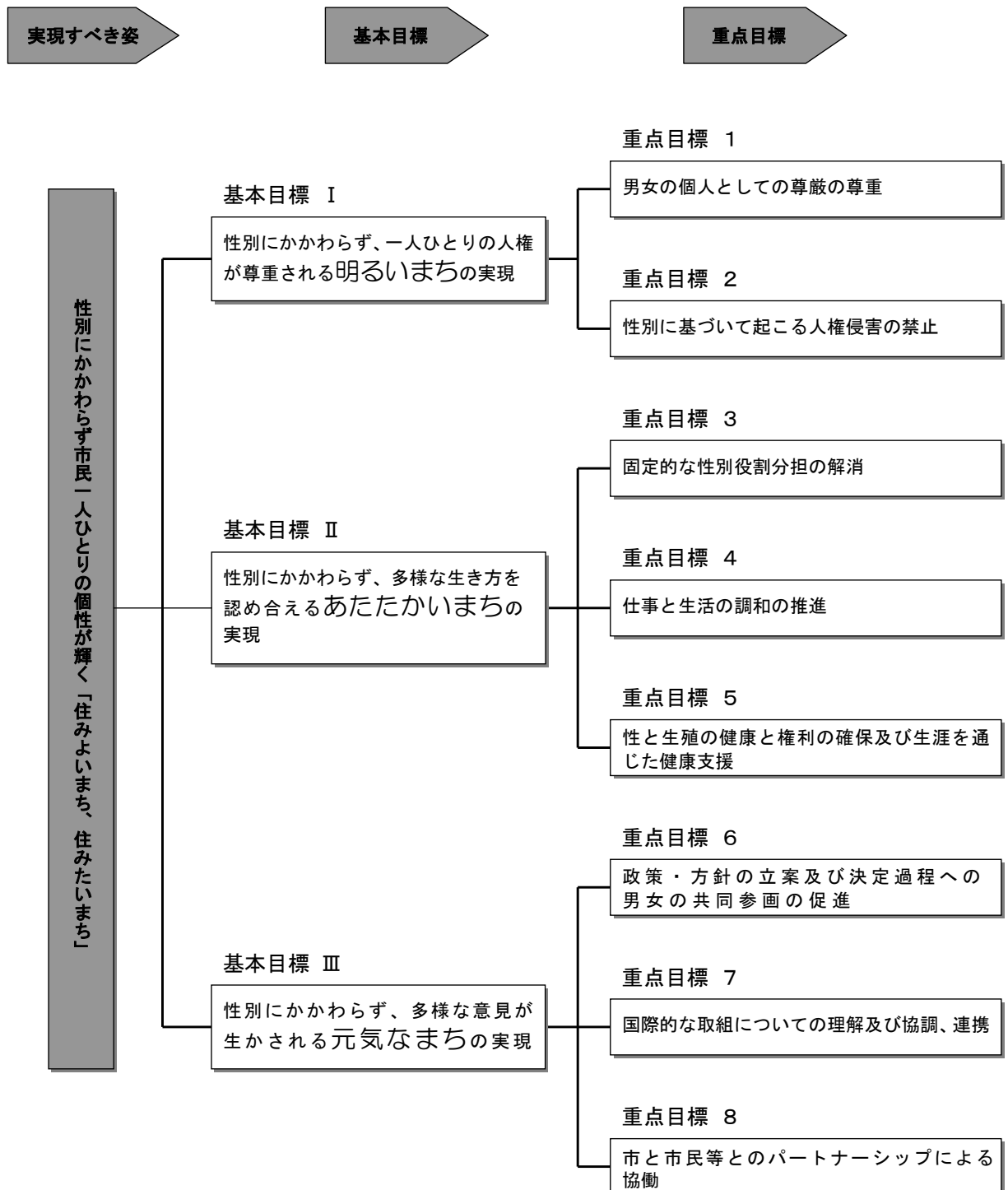
そこで、「第3次さんかくプラン」では、「新さんかくプラン」に引き続き、身近な指標を使って男女共同参画社会の進展の度合いをわかりやすく示すとともに、その情報を市民の皆さんに提供することで、男女共同参画社会の実現に向けた取組への市民参加の促進をめざしています。

2 「何をしたか」から「どんな成果が得られたか」へ

「第3次さんかくプラン（体系は2ページを参照）」に基づいて、市民・事業者・市の行うさまざまな取組が、市民生活の中にどのように浸透し、成果として現れたのかを見るために、活動量や活動実績を測る指標（数値目標）だけでなく、どんな成果が生み出されたかを測る指標（成果指標）を設定しています。（3～4ページを参照）

平成24年度に数値目標と成果指標の現状値調査を行い、平成25年度から、これらをもとに公開を前提とした評価を行います。

Ⅱ 第3次さんかくプランの目標別の体系



数値目標及び成果指標一覧

第3次さんかくプランでは、数値目標と成果指標を設定しています。

数値目標は行政が事業を行う上で目標とする数値のことで、成果指標は男女共同参画社会の進展の度合いを測る目安となるものです。

成果指標の数値は、全ての取組の効果だけでなく、社会情勢によっても変動するため、目標とする数値は設けずに、全てが向上することをめざしています。

数値目標一覧

基本目標	重点目標	数値目標	目標値 (H23現状値 → H28目標値)	掲載 ページ
Ⅰ 性別にかかわらず、 一人ひとりの人権が 尊重される明るい まちの実現	1 男女の個人としての 尊厳の尊重	A 小中学校において男女平等の 内容を含んだ授業を実施した クラスの割合	小・95.9% → 100% 中・100% → 100%	P7
		B 保育園、幼稚園において男女 平等の視点から保育・教育や 保護者への啓発等に取り組ん だ園の割合	(25年度実施予定) -% → 100%	P7
		C 「さんかくカレッジ」修了生 の講師登用回数	毎年 9回 → 10回以上	P7
	2 性別に基づいて起こる 人権侵害の禁止	D 市の実施するDV防止啓発講 座等の受講者数	毎年 404人 → 500人 以上	P10
		E 市の実施するセクハラ研修・ 出前講座の受講者数	毎年 666人 → 700人 以上	P10
Ⅱ 性別にかかわらず、 多様な生き方を認め 合えるあたたかい まちの実現	3 固定的な性別役割 分担の解消	F 市の実施する固定的な役割分 担を解消するための啓発講座 の受講者数*1	毎年 5,182人 → 6,000人 以上	P13
	4 仕事と生活の調和 の推進	G 保育園の待機児童解消期間	12か月 → 12か月	P16
	5 性と生殖の健康と 権利の確保及び 生涯を通じた健康支援	H 市の実施する性に関する出前 講座の受講者数	毎年 18,225人 → 17,500人 以上	P19
		I 乳がん検診受診率	17.5% → 50%	P19
Ⅲ 性別にかかわらず、 多様な意見が 生かされる元気な まちの実現	6 政策・方針の立案及び 決定過程への男女の 共同参画の促進	J 市の審議会の女性委員の割合	39.9% → 40%	P21
		K 市の女性管理職の割合*2	5.8% → 8%	P21
	7 国際的な取組に ついての理解 及び協調、連携	L 市の実施する世界の動きや国 際的な取組についての講座・ 研修の受講者数	毎年 234人 → 300人 以上	P23
	8 市と市民等との パートナーシップ による協働	M 「さんかくウイーク」への参 加者数	毎年 2,455人 → 3,000人 以上	P25
		N 「さんかくウイーク」へのさん かく岡山登録団体の参加率	24.7% → 50%	P25

*1 啓発講座の受講者数：「さんかくウイーク」の行事として開催される啓発講座の受講者数を含む。

*2 市の女性管理職の割合：ここでいう管理職とは教育職を除く課長相当職以上の職員を指す。

成果指標一覧

基本目標	重点目標	成果の指標	定義	掲載ページ	
Ⅰ 性別にかかわらず、 一人ひとりの人権が 尊重される明るい まちの実現	1 男女の個人としての 尊厳の尊重	A	小中学生の男女平等感	学校生活で男女が平等に扱われていると感じる児童・生徒の割合	P8
		B	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	「男女共同参画社会」という言葉の意味を知っている人の割合	P8
		C	メディア表現の中での男女平等感	新聞、テレビ、インターネットなどのメディアの中で性差別的表現があったときに気づく人の割合	P9
	2 性別に基づいて起こる 人権侵害の禁止	D	公的相談機関の周知度	市内にあるDVの専門的な相談機関（市男女共同参画相談支援センター・女性相談所・ウィズセンター）を知っている人の割合	P10
		E	DV・デートDVに対する認知度	配偶者・パートナーや恋人関係にある人からの身体的暴力、精神的暴力等の行為は、犯罪となりうる重大な人権侵害行為であると認識する人の割合	P11
		F	職場におけるセクハラへの対応度	職場でセクハラが発生した場合の相談体制や対応マニュアルがある事業者の割合	P12
Ⅱ 性別にかかわらず、 多様な生き方を認め 合えるあたたかい まちの実現	3 固定的な性別役割 分担の解消	G	性別による固定的役割分担意識の解消度	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	P13
		H	男性の家事、子育て分担割合	男性が担っている家事、子育ての割合	P14
		I	事業者における固定的役割分担の解消度	来客があった際に、男性社員も女性社員もお茶を出す事業者の割合	P14
	4 仕事と生活の調和の 推進	J	父親の育児への積極的参加率	3歳児の父親が積極的に育児に参加している割合	P16
		K	男性の介護参加率	介護経験のある男性の割合	P16
		L	仕事と生活とのバランスの満足度	仕事と生活とのバランスがとれていると思う人の割合	P17
		M	育児・介護休暇制度の事業者における理解度	育児・介護休暇を取りやすい雰囲気がある職場にあると思う人の割合	P17
	5 性と生殖の健康と 権利の確保及び 生涯を通じた健康支援	N	中学生の性に関する相談の充実度	性についての悩みを相談できる大人を身近に持つ中学生の割合	P19
		O	健康診断の受診率	過去1年間に健康診断を受診した人の割合	P20
	Ⅲ 性別にかかわらず、 多様な意見が 生かされる元気な まちの実現	6 政策・方針の立案及び 決定過程への男女の 共同参画の促進	P	単位町内会長の女性の割合	単位町内会長に占める女性の割合
Q			P T A会長の女性の割合	市内の小学校・中学校のP T A会長のうち、女性の会長の占める割合	P22
7 国際的な取組に ついての理解 及び協調、連携		R	「ジェンダー」という言葉の認知度	「ジェンダー」という言葉の意味を知っている人の割合	P23
		S	相談できる日本人がいる外国人の割合	となり近所や地域の日本人の中に相談できる人がいる外国人の割合	P24
8 市と市民等との パートナーシップ による協働		T	「さんかくウイーク」の認知度	「さんかくウイーク」の行事へ参加したことがある、または「さんかくウイーク」を知っている人の割合	P25
		U	「さんかく岡山」の事業内容の認知度	「さんかく岡山」の事業内容を知っている人の割合	P26

Ⅲ 身近な指標が映す“さんかく都市”

(平成24年度～平成25年度)

～性別にかかわらず、住みよいまち、住みたいまちの視点から～

【 第3次さんかくプラン平成25年度現状値の概略 】

数値目標と成果指標の平成25年度現状値の動向は次のとおりとなっている。

○数値目標（14項目設定）について

- ①目標値を達成している数値目標は7項目〔A、B、C、F、G、J、L〕
 - ②目標値を達成していないものの前年より改善している数値目標は4項目〔D、H、K、N〕
 - ③目標値を達成せず、前年より悪化している数値目標は2項目〔I、M〕
 - ④目標値を達成せず、前年より20%以上数値が悪化している数値目標は1項目〔E〕
- ※下表において、① = ◎、② = ○、③ = △、④ = ×で表記している。

○成果指標（21項目設定）について

- ①現状値が上昇している成果指標は1項目〔U〕
 - ②現状値が下降している成果指標は2項目〔K、O〕
 - ③現状値が横ばいの成果指標は19項目
- ※成果指標については、統計学的に有意である場合のみ、上昇または下降と判断している。

＜ 数値目標・成果指標の現状値動向一覧 ＞

重点目標	数値目標 / 目標値	H25	H26	H27	H28	重点目標	成果指標	H24との比較
1	A 男女平等に関する授業を実施したクラス割合 / 小・中とも100%	◎	-	-	-	1	A 小中学生の男女平等感	→
	B 保育園、幼稚園において、男女平等の視点から保育・教育や保護者への啓発に取り組んだ園の割合 / 100%	◎	-	-	-		B 「男女共同参画社会」という言葉の認知度	→
	C 「さんかくカレッジ」修了生の講師登用回数 / 10回以上	◎	-	-	-		C メディア表現の中での男女平等感	→
2	D DV防止啓発講座受講者数 / 毎年500人以上	○	-	-	-	2	D 公的相談機関の周知度	→
	E セクハラ研修・出前講座の受講者数 / 毎年700人以上	×	-	-	-		E DV・デートDVに対する認識度	→
	F 固定的な役割分担解消のための講座受講者数 / 毎年6,000人以上	◎	-	-	-		F 職場におけるセクハラへの対応度	→
3	F 固定的な役割分担解消のための講座受講者数 / 毎年6,000人以上	◎	-	-	-	3	G 性別による固定的役割分担意識の解消度	→
							H 男性の家事、子育て分担割合	→
							I 事業者における固定的役割分担の解消度	→
4	G 保育園の待機児童解消期間 / 12か月	◎	-	-	-	4	J 父親の育児への積極的参加率	→
							K 男性の介護参加率	↘
							L 仕事と生活とのバランスの満足度	→
	M 育児・介護休暇制度の事業者における理解度	→						
5	H 性に関する出前講座受講者数 / 毎年17,500人以上	○	-	-	-	5	N 中学生の性に関する相談の充実度	→
	I 乳がん検診受診率 / 50%	△	-	-	-		O 健康診断の受診率	↘
6	J 審議会の女性委員割合 / 40%	◎	-	-	-	6	P 単位町内会長の女性の割合	→
	K 女性管理職割合 / 8%	○	-	-	-		Q PTA会長の女性の割合	→
7	L 世界の動きや国際的な取組に関する講座・研修受講者数 / 毎年300人以上	◎	-	-	-	7	R 「ジェンダー」という言葉の認知度	→
							S 相談できる日本人がいる外国人の割合	→
8	M 「さんかくウイーク」参加者数 / 毎年3,000人以上	△	-	-	-	8	T 「さんかくウイーク」の認知度	→
	N 「さんかくウイーク」へのさんかく岡山登録団体参加率 / 50%	○	-	-	-		U 「さんかく岡山」の事業内容の認知度	↗

重点目標1 男女の個人としての尊厳の尊重

■数値目標の現状値

目標 A 小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合

年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
小学校	100%	100%	—	—	—	100%
中学校	100%	100%	—	—	—	100%

●平成25年度現状値の説明

- ・平成24年度中に全ての市立小中学校の全クラス（小学校90校の1,265クラス、中学校38校の556クラス）で、男女平等の内容を含んだ授業を実施した割合です。

目標 B 保育園、幼稚園において、男女平等の視点から保育・教育や保護者への啓発等に取り組んだ園の割合

年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
取り組んだ園の割合	—	100%	—	—	—	100%

●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年度上半期に全ての市立保育園、市立幼稚園（保育園53園、幼稚園68園）で、男女平等の視点から保育・教育や保護者への啓発等に取り組んだ園の割合です。

目標 C 「さんかくカレッジ」修了生の講師登用回数

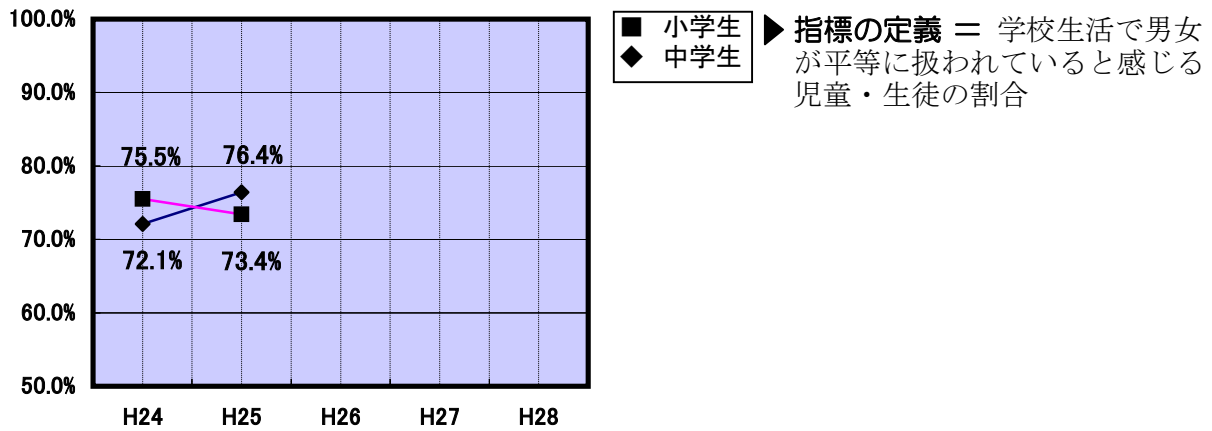
年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
講師登用人数	8回	24回	—	—	—	10回以上

●平成25年度現状値の説明

- ・平成24年度中に市が実施した事業で、さんかくカレッジ（岡山市男女共同参画大学）の修了生が講師を務めた回数の合計です。

■ 成果指標の現状値

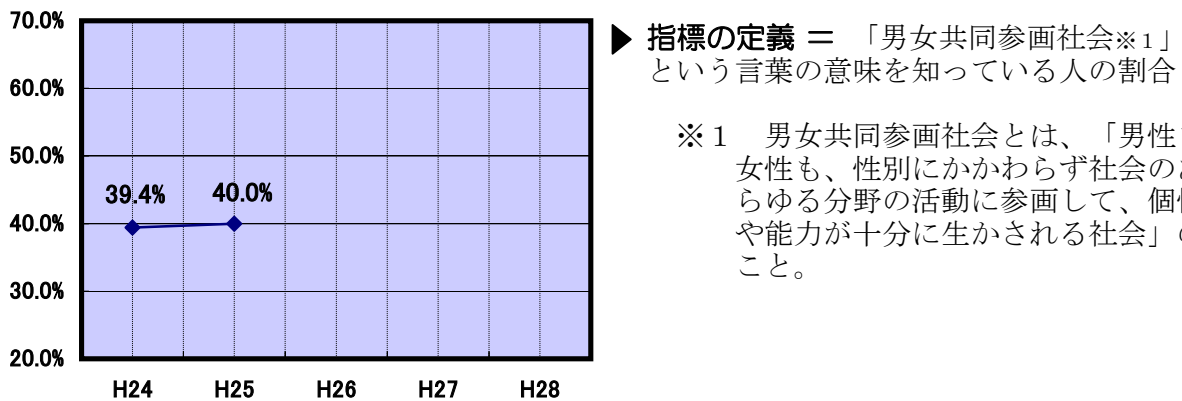
指標 A 小中学生の男女平等感



●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年7月に、全ての市立小中学校において小学5年生1クラスの児童（計2,472名）と中学2年生1クラスの生徒（計1,149名）を対象にアンケート調査を実施。
- ・学校生活の中で男女が「平等にあつかわれていると思う」または「どちらかといえば平等にあつかわれていると思う」と答えた児童・生徒の割合です。
- ・小学5年生で「平等にあつかわれていると思う」（28.7%）または「どちらかといえば平等にあつかわれていると思う」（44.7%）と答えた児童の割合は、73.4%です。
- ・中学2年生で「平等にあつかわれていると思う」（27.4%）または「どちらかといえば平等にあつかわれていると思う」（49.0%）と答えた生徒の割合は、76.4%です。

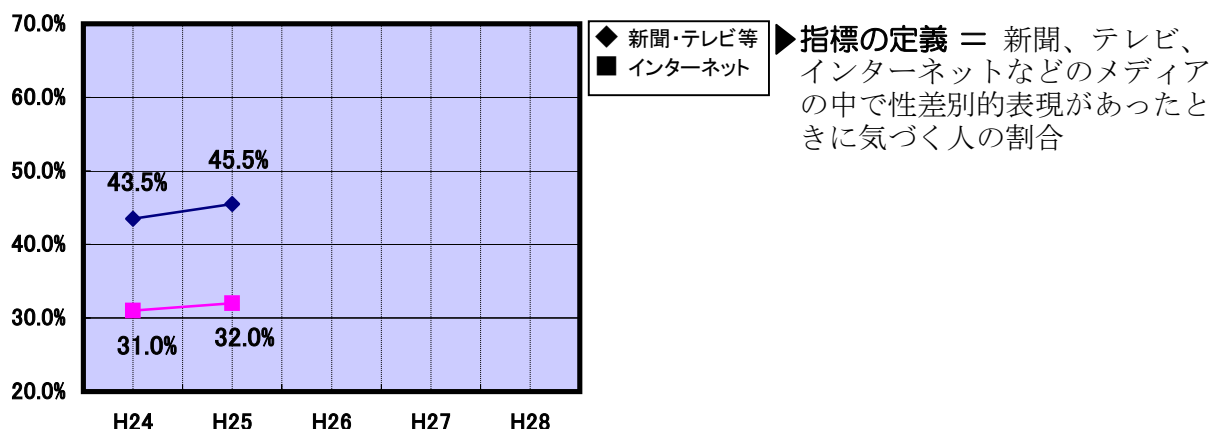
指標 B 「男女共同参画社会」という言葉の認知度



●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数378人）
- ・男女共同参画社会について※1の説明より「もっと詳しい内容を知っている」または「おおむねこの程度は知っている」と答えた人の割合(40.0%)です。
- ・参考までに、「言葉ぐらいは知っている」と答えた人の割合は38.9%です。

指標 C メディア表現の中での男女平等感



●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数378人）
- ・新聞、テレビ、インターネット上の広告や番組等を見て、「女性や男性の役割を固定的にとらえている」、「女性の性的側面を強調している」などと「よく感じる」または「ときどき感じる」と答えた人は、新聞・テレビ等では（45.5%）、インターネットでは、（32.0%）です。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

○目標A 「小中学校において男女平等の内容を含んだ授業を実施したクラスの割合」は、小学校、中学校ともに、目標値を達成していることは評価できる。今後も継続して男女平等に関する授業を実施し、男女共同参画についての理解を深めていくことが重要である。

○目標B 「保育園、幼稚園において、男女平等の視点から保育・教育や保護者への啓発等に取り組んだ園の割合」は、目標値を達成していることは評価できる。人の意識や価値観が形成し始める幼児期から男女共同参画の視点を持つことができるよう、継続して取り組むことが大切である。

○目標C 「さんかくカレッジ修了生の講師登用人数」が目標値を十分に超えていることは評価できる。今後は講師として活躍できる場を開拓するとともに、これまでの修了生を含めたさんかくカレッジ専門コースの修了者が講師として参加しやすくなるよう、必要な技術等を身につける機会を提供する必要がある。

◇指標A 「小中学生の男女平等感」は、中学生で上昇傾向となっているが、小学生では下降している。男女平等についての授業実践に継続して取り組むとともに、普段の学校生活において、男女平等の視点に立った取組を行うことが大切である。

◇指標B 「男女共同参画社会という言葉の認知度」は横ばいである。今年度から全戸配布となる男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO（デュオ）」を活用し、男女共同参画社会について、親しみやすい表現で、わかりやすく市民に周知する必要がある。

◇指標C 「メディア表現の中での男女平等感」は横ばいである。男女平等の視点からメディアを選別できるよう、幼少期から男女平等についての視点を養うことが大切である。

(※)各指標の評価については、平成24年と平成25年の値を比較し、統計学的に有意差がある場合のみ、評価の文章中で「上昇」「下降」と表現しています。以下の全ての指標の評価についても同じです。

重点目標2 性別に基づいて起こる人権侵害の禁止

■数値目標の現状値

目標 D 市の実施するDV防止啓発講座等の受講者数

年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
受講者数	215人	452人	—	—	—	500人以上

●平成25年度現状値の説明

- ・平成24年度中に市が実施したDV防止啓発講座の受講者総数です。

目標 E 市の実施するセクハラ研修・出前講座の受講者数

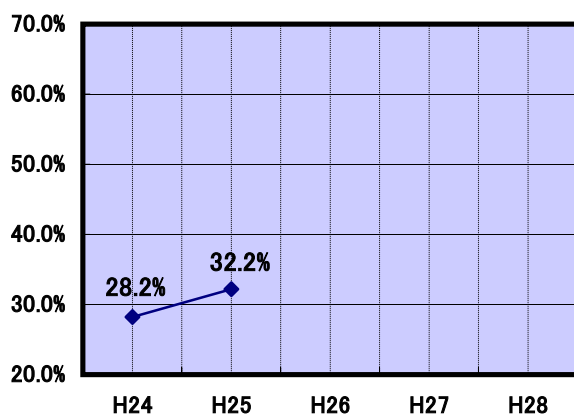
年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
受講者数	575人	121人	—	—	—	700人以上

●平成25年度現状値の説明

- ・平成24年度中に市が実施したセクハラ研修・出前講座の受講者総数です。

■成果指標の現状値

指標 D 公的相談機関の周知度

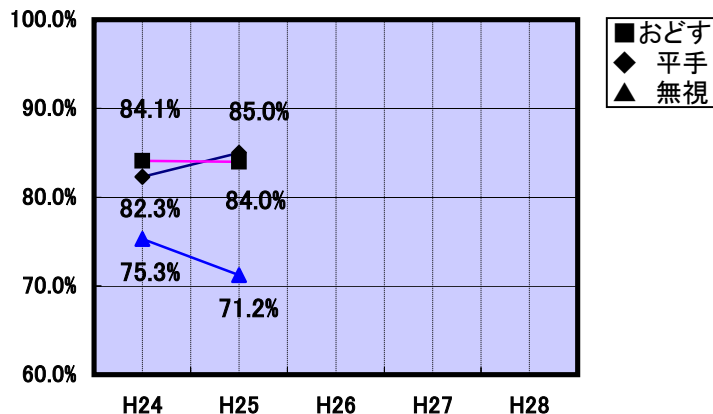


- ▶ 指標の定義 = 市内にあるDVの専門的な相談機関（市男女共同参画相談支援センター・女性相談所・ウィズセンター）を知っている人の割合
 <参考>市男女共同参画相談支援センターのDV相談件数（平成24年度：1,547件）

●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数378人）
- ・市内にあるDVについての専門的な相談機関を1つ以上知っていると感じた人の割合（32.2%）です。

指標 E DV・デートDVに対する認識度

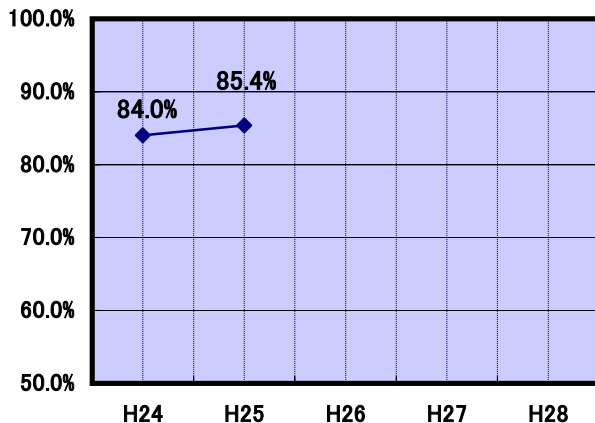


▶ 指標の定義 = 配偶者・パートナーや恋人関係にある人からの身体的暴力、精神的暴力等の行為は、犯罪となりうる重大な人権侵害行為であると認識する人の割合

●平成25年度現状値の説明

- 平成25年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。(回収数378人)
- 配偶者・パートナーや恋人関係にある人を平手で打つ行為は、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」(49.3%)または「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」(35.7%)と答えた人の割合(85.0%)です。男女別に見ると、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」(男性45.2%、女性52.1%)、「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」(男性39.3%、女性33.3%)です。
- なぐるふりをして配偶者・パートナーや恋人関係にある人をおどす行為は、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」(46.7%)または「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」(37.3%)と答えた人の割合(84.0%)です。男女別に見ると、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」(男性37.8%、女性51.7%)、「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」(男性41.5%、女性35.2%)です。
- 大声で配偶者・パートナーや恋人関係にある人を怒鳴る行為は、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」(29.1%)または「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」(48.1%)と答えた人の割合(77.2%)です。男女別に見ると、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」(男性24.4%、女性31.5%)、「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」(男性45.9%、女性49.8%)です。
- 配偶者・パートナーや恋人関係にある人が何を言っても無視する行為は、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」(29.3%)または「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」(41.9%)と答えた人の割合(71.2%)です。男女別に見ると、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」(男性23.9%、女性32.5%)、「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」(男性42.5%、女性41.5%)です。
- 配偶者・パートナーや恋人関係にある人の交友関係や電話・メールを細かく監視する行為は、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」(50.7%)または「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」(32.9%)と答えた人の割合(83.6%)です。男女別に見ると、「犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」(男性40.6%、女性56.0%)、「どちらかといえば犯罪となりうる重大な人権侵害だと思ふ」(男性37.6%、女性30.8%)です。

指標 F 職場におけるセクハラへの対応度



▶ 指標の定義 = 職場でセクハラが発生した場合の相談体制や対応マニュアルがある事業者の割合

●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年7月に公正採用選考人権啓発推進員研修に参加した427事業所にアンケート調査を実施。（回収数240事業所）
- ・セクハラが発生した場合に、何らかの対応ができる相談体制や対応マニュアルがあると回答した事業者の割合(85.4%)です。内訳は、「相談体制と対応マニュアルが両方ともある」(44.6%)、「相談体制だけある」(37.3%)、「対応マニュアルだけある」(3.4%)です。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

○目標D「市の実施するDV防止啓発講座等の受講者数」は約2.1倍に増加しているが、目標値には届いていない。公民館でのDV防止講座や、学生を対象としたデートDVの講座など、参加しやすい内容を工夫し、参加者の増加を図る必要がある。

○目標E「市の実施するセクハラ研修・出前講座の受講者数」は低下しており、目標値には大きく届いていない。事業者、地域、学校などに対し、積極的に周知を図り、研修の実施を促すとともに、実施する研修の内容も、時代のニーズにあったものとなるよう、工夫する必要がある。

◇指標D「公的相談機関の周知度」は3割を超え、市民への一定の周知は図られつつあるが、さらにDV被害者にとって必要な情報が届くよう工夫しながら、さまざまな機会をとらえて情報提供に努めることが重要である。

◇指標E「DV・デートDVに対する認識度」は「平手で打つ」「なぐるふりをしておどす」は約2割、「無視をする」は約3割の人が重大な人権侵害であると認識しておらず、男性と女性の認識に差はない。また、平成22年度実施の男女共同参画に関する市民意識・実態調査では、約4人に1人の女性が身体的暴力を受けた経験があるとしている。DV防止の社会的気運を醸成することを通じて、男女ともにDVを重大な人権侵害と認識していない層へDVに対する認識を高めていく必要がある。

◇指標F「職場におけるセクハラへの対応度」は、約8割で横ばいである。男女雇用機会均等法においては、セクハラがないよう事業主に対し、雇用管理上必要な配慮が義務づけられており、事業主の一層の理解が進むよう働きかけることが大切である。

重点目標3 固定的な性別役割分担の解消

■数値目標の現状値

目標 F 市の実施する固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者数

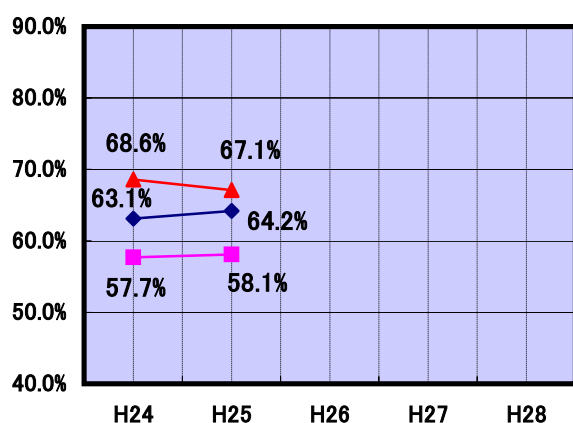
年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
受講者数	6,270人	7,488人	—	—	—	6,000人以上

●平成25年度現状値の説明

- ・平成24年度中に市が実施した固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者総数です。
- ・「さんかくウイーク」の行事として開催される啓発講座の受講者数を含みます。

■成果指標の現状値

指標 G 性別による固定的役割分担意識の解消度



◆ 全体
■ 男性
▲ 女性

▶ 指標の定義 = 「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合

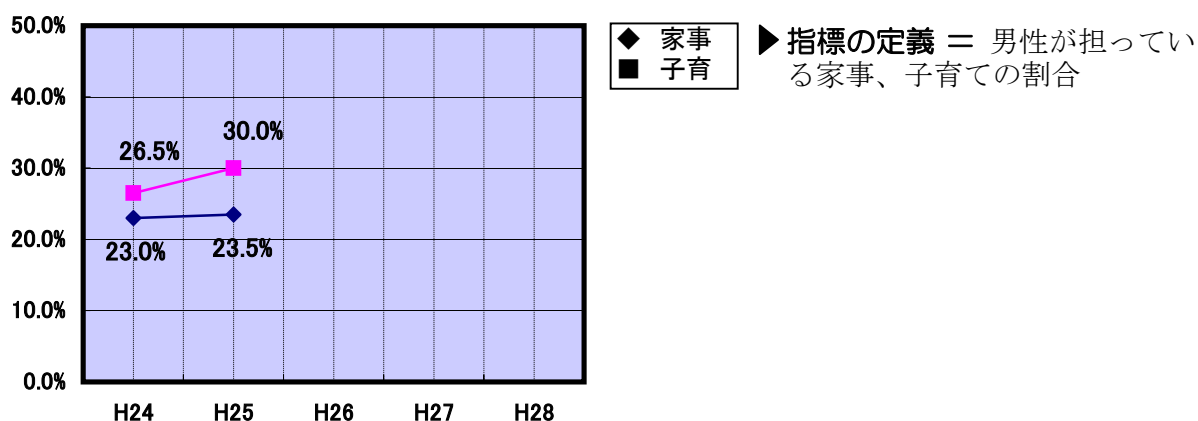
<参考値>

45.1%（男性41.0%、女性48.8%）内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（平成24年）」より

●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数378人）
- ・「男は外で働くもの、女は家庭を守るものだ」という考え方について「そう思わない」（35.5%）又は「どちらかといえばそう思わない」（28.6%）と答えた人の割合です（端数処理の関係上、グラフ中の数値と差が生じています）。男女別に見ると、「そう思わない」（男性33.8%、女性36.7%）、「どちらかといえばそう思わない」（男性24.3%、女性30.4%）です。

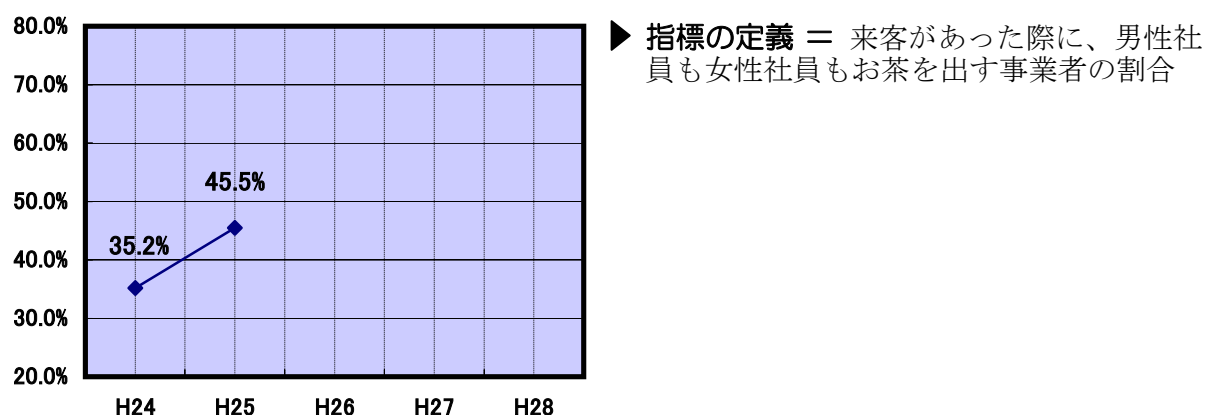
指標 H 男性の家事、子育て分担割合



●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数378人）
- ・家庭で男性が担当している家事（炊事、掃除、洗濯、買い物、家事雑事）の割合について、0%から100%までの間の10%刻みの数字のうちで最も近い数字を答えてもらいました。
- ・割合別の内訳は、0割（9.1%）、1割（25.3%）、2割（16.2%）、3割（16.2%）、4割（6.0%）、5割（5.8%）、6割（1.4%）、7割（1.1%）、8割（1.4%）、9割（0.8%）、10割（0.3%）となっています。ただし、男性のみの家庭及び男性がいない家庭は除いています。
- ・子どものいる家庭で男性が担当している子育ての割合について、0%から100%までの間の10%刻みの数字のうちで最も近い数字を答えてもらいました。
- ・割合別の内訳は、0割（2.9%）、1割（9.6%）、2割（8.9%）、3割（8.0%）、4割（5.4%）、5割（6.7%）、6割（0.6%）、7割（1.0%）、8割（1.3%）、9割（0.6%）、10割（0.3%）となっています。ただし、子どもがいない家庭、男性のみの家庭及び男性がいない家庭は除いています。

指標 I 事業者における固定的役割分担の解消度



●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年7月に公正採用選考人権啓発推進員研修に参加した427事業所にアンケート調査を実施。（回収数240事業所）
- ・来客などでお茶を出す場合に、男性社員も女性社員もお茶くみをしていると回答した事業者の割合（45.5%）です。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

○目標F「市の実施する固定的な役割分担を解消するための啓発講座の受講者数」が目標値を達成していることは評価できる。今後は若い世代、新規の参加者を確保するよう、講座の内容や広報先を工夫することが重要である。

◇指標G「性別による固定的役割分担の解消度」は、子どものいる家庭で、男性が担当している家事、子育てについて、男女の回答を合わせたもので、横ばいとなっている。今年度から全戸配布となった男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO（デュオ）」を活用し、親しみやすい内容で市民への意識啓発に努める必要がある。

◇指標H「男性の家事・子育て分担割合」は家事、子育てともに横ばいである。家事や子育てへの参加から男性自身が得られる効果を考えることができる講座など、固定的役割分担意識の解消に努めることが大切である。

◇指標I「事業者における固定的役割分担の解消度」は上昇傾向であるが、解消度は不十分であるため、事業者への継続した啓発が必要である。

重点目標4 仕事と生活の調和の推進

■数値目標の現状値

目標 G 保育園の待機児童解消期間

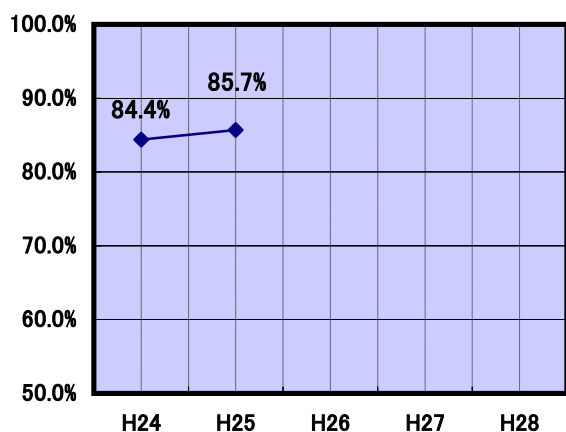
年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
解消期間	12か月	12か月	—	—	—	12か月

●平成25年度現状値の説明

- ・平成24年度中において保育園の待機児童がゼロであった期間(12か月)です。

■成果指標の現状値

指標 J 父親の育児への積極的参加率

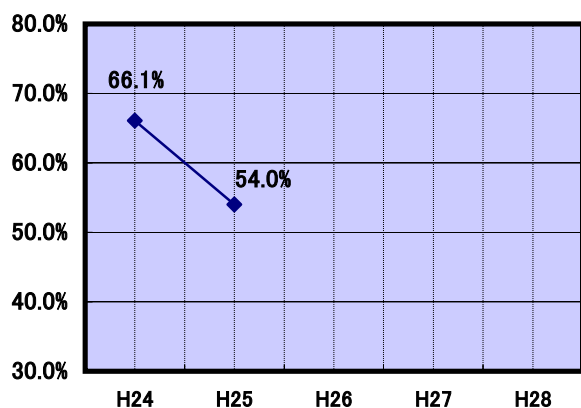


▶ 指標の定義 = 3歳児の父親が積極的に育児に参加している割合

●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年8月、9月の3歳児検診対象者1,099人を対象にアンケート調査を実施。(回収数643人)
- ・父親が育児に積極的に参加していると回答した人の割合(85.7%)です。

指標 K 男性の介護参加率

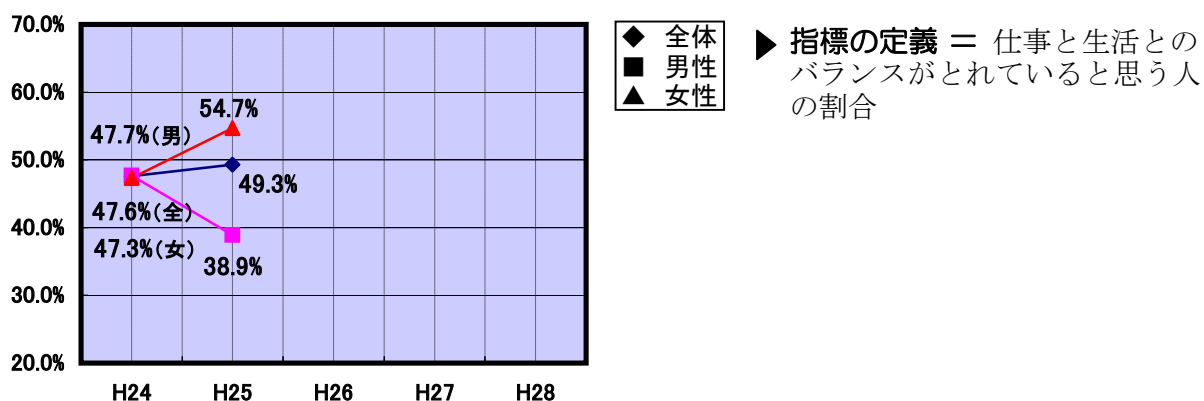


▶ 指標の定義 = 介護経験のある男性の割合

●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数378人）
- ・現在または過去、家庭において介護が必要な人がいる（いた）と答えた人の中で、介護をしている（した）と答えた男性の割合（54.0%）です。

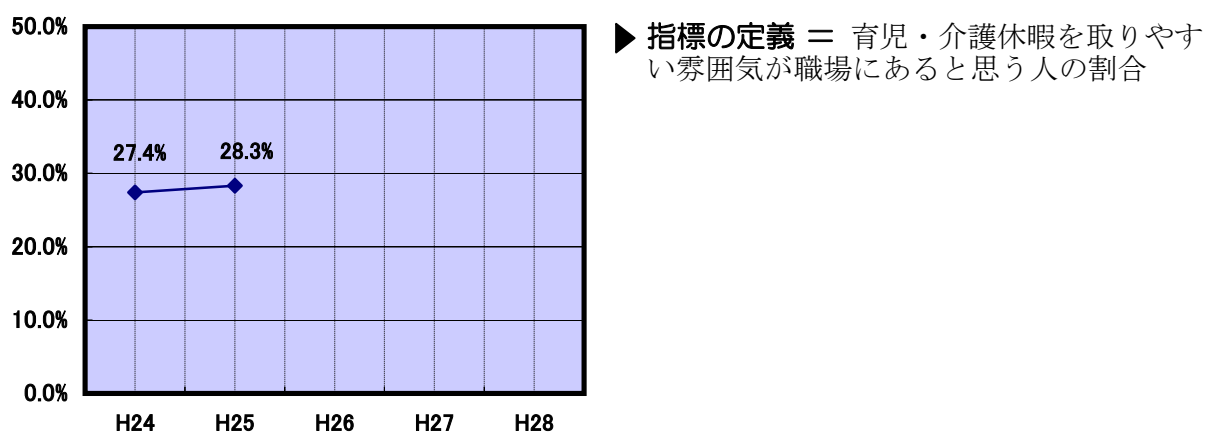
指標 L 仕事と生活とのバランスの満足度



●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数378人）
- ・「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味・つきあい等）のバランスがとれているかどうかについて「よくとれている」（6.3%）又は「どちらかといえばとれている」（43.1%）と答えた人の割合です。

指標 M 育児・介護休暇制度の事業者における理解度



●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数378人）
- ・仕事を持っている人のうち、育児や介護のための休暇を「男女とも取りやすい雰囲気がある」と回答した人の割合（28.3%）です。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

○目標F「保育園の待機児童解消期間」が、目標値を達成していることは評価できる。引き続き待機児童がゼロとなるよう保育環境の整備に努めるとともに、仕事と家庭の両立ができるよう、保育サービスの充実を図ることが重要である。

◇指標J「父親の育児への積極的参加率」は、横ばいである。男性が積極的に育児に参加することで生活の充実や豊かさにもつながることを、市民に情報発信していくことが重要である。

◇指標K「男性の介護参加率」は、下降傾向である。休暇を男女とも取りやすい雰囲気があるとした人も下降傾向にある。経済状況などが影響した結果とも考えられる。男性も女性もワークライフバランスが図れるよう継続して啓発等の働きかけを行う必要がある。

◇指標L「仕事と生活とのバランスの満足感」は横ばいであるが、女性は上昇傾向にある。また、男性と女性で満足感に開きがあるため、男性の働き方も含め、企業でのワーク・ライフ・バランスの取り組みが進むような啓発が必要である。

◇指標M「育児・介護休暇制度の事業者における理解度」は上昇傾向である。職場環境の充実により仕事と生活のバランスを整えることは、社員の質の向上にもつながり、職場にとってもプラスとなることを啓発し、事業者に対し働きかけて行くことが大切である。

重点目標5 性と生殖の健康と権利の確保及び生涯を通じた健康支援

■数値目標の現状値

目標 H 市の実施する性に関する出前講座の受講者数

年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
受講者数	16,281人	16,962人	—	—	—	17,500人以上

●平成25年度現状値の説明

- ・平成24年度中に市が実施した性に関する出前講座の受講者総数です。

目標 I 乳がん検診受診率

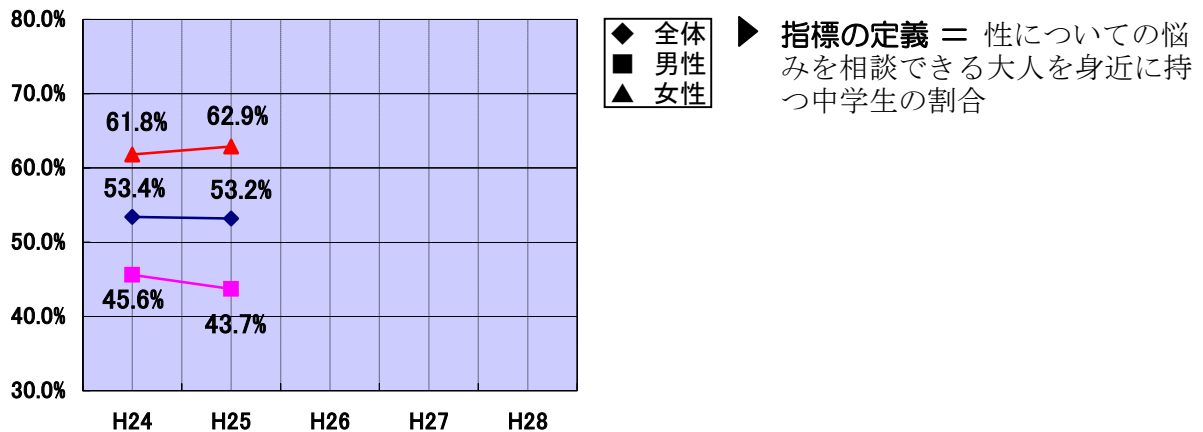
年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
検診受診率	16.7%	16.2%	—	—	—	50%

●平成25年度現状値の説明

- ・平成24年度中に市が実施した乳がん検診の受診率です。

■成果指標の現状値

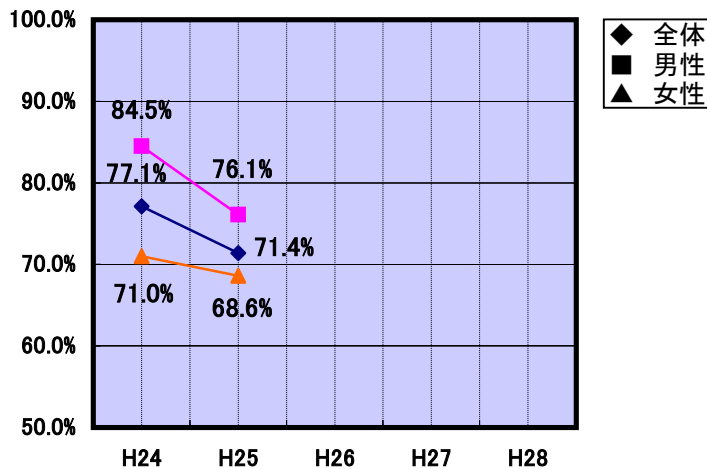
指標 N 中学生の性に関する相談の充実度



●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年7月に、全ての市立中学校において2学年の1クラスの生徒(計1,149名)を対象にアンケート調査を実施。
- ・(自分の身近に)性についての悩みを相談できる大人が「いる」と答えた生徒の割合(53.2%)です。
- ・男女別に見ると、「いる」と答えた男子生徒の割合は43.7%、女子生徒の割合は62.9%となっています。

指標〇 健康診断の受診率



▶ 指標の定義 = 過去1年間に健康診断を受診した人の割合

●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数378人）
- ・最近の1年間に健康診断を受けたと回答した人の割合(71.4%)です。
- ・男女別に見ると、男性は76.1%、女性は68.6%です。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

○目標H「市の実施する性に関する出前講座の受講者数」はやや上昇しているが、目標値を達成していない。引き続き性やH I V感染症を含む性感染症について、正しい知識の普及に努める必要がある。

○目標I「乳がん検診受診率」は、目標値を達成していない。生涯を通じて健康を享受することは、男女ともに重要な権利であるという知識の普及に努めることが重要である。

◇指標N「中学生の性に関する相談の充実度」は、横ばいであるが、性についての悩みを相談できる大人を身近に持つ男子生徒と女子生徒の割合に大きい差が見られる。男子生徒が相談しにくい環境となっているため、出前講座、学校における性教育・男女平等教育などの機会を通じて性に関する正しい知識の普及や相談窓口の周知を図る必要がある。

◇指標O「健康診断の受診率」は、低下している。男性の受診率が大きく下降しており、女性の受診率は男性よりも低い。さんかく岡山での講座やさんかくウイークのイベントの中でも情報提供を行うなど、男女ともに生涯を通じた健康づくりに対する意識を高めるために必要な情報を発信していくことが重要である。

重点目標6 政策・方針の立案及び決定過程への男女の共同参画の促進

■数値目標の現状値

目標 J 市の審議会の女性委員の割合

年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
女性委員割合	40.3%	40.3%	—	—	—	40%

●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年4月1日現在における女性委員の割合(40.3%)です。
- ・対象となる審議会等は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき市が設置した全ての附属機関〔計52(委員数0を除く)〕です。

目標 K 市の女性管理職の割合

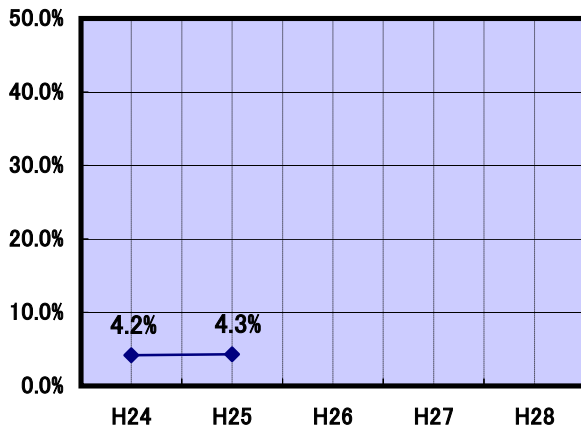
年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
女性管理職割合	5.7%	6.9%	—	—	—	8%

●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年4月1日現在において、管理職職員(教育職を除く課長相当職以上) 461人のうちで、女性が占める割合(6.9%)です。

■成果指標の現状値

指標 P 単位町内会長の女性の割合

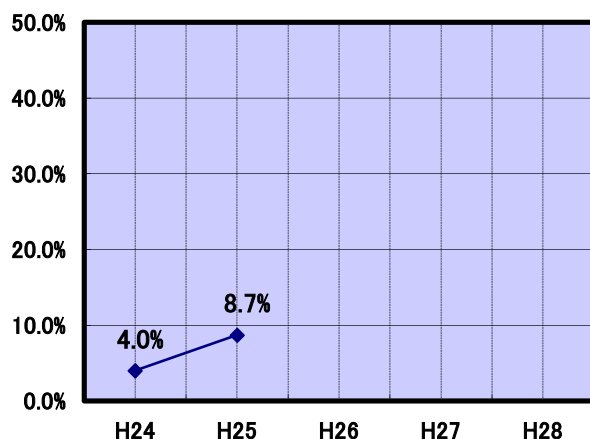


▶ 指標の定義 = 単位町内会長に占める女性の割合

●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年4月1日現在のすべての単位町内会(1,720)における女性の単位町内会長の割合(4.3%)です。

指標 Q P T A会長の女性の割合



▶ 指標の定義 = 市内の小学校・中学校のP T A会長のうち、女性の会長の占める割合

●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年度において、市立の全ての小・中学校（126校）のP T A会長のうちで、女性が占める割合（8.7%）です。
- ・内訳は、小学校で9.0%（8校）、中学校で8.1%（3校）となっています。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

○目標J「市の審議会の女性委員の割合」が目標値に達していることは評価できるが、全国の政令指定都市（20市）の中での割合は、第2位に転じている。女性委員の割合が4割に満たない審議会の事務局においては、女性委員の割合の上昇に向けた一層の取り組みを行う必要がある。

○目標K「市の女性管理職の割合」はやや増加しているものの、6.9%と低く、政令指定都市の平均10.4%（人事課調べ）に及んでいない。男女問わず職員一人ひとりの能力や実績に基づいた管理職登用を図るとともに、仕事と育児・介護の両立支援等を積極的に推進する中で、女性管理職の登用率を上げていくことが必要である。

◇指標P「単位町内会長の女性の割合」は横ばいであり、低い割合にとどまっている。地域における男女共同参画が進むような取り組みが必要である。

◇指標Q「P T A会長の女性の割合」は横ばいであり、低い割合にとどまっている。地域での意思決定の場に、女性が積極的に参画するよう、地域においてより一層の啓発を行い、男女共同参画への理解を広めることが必要である。

重点目標7 国際的な取組についての理解及び協調、連携

■数値目標の現状値

目標 L 市の実施する世界の動きや国際的な取組についての講座・研修の受講者数

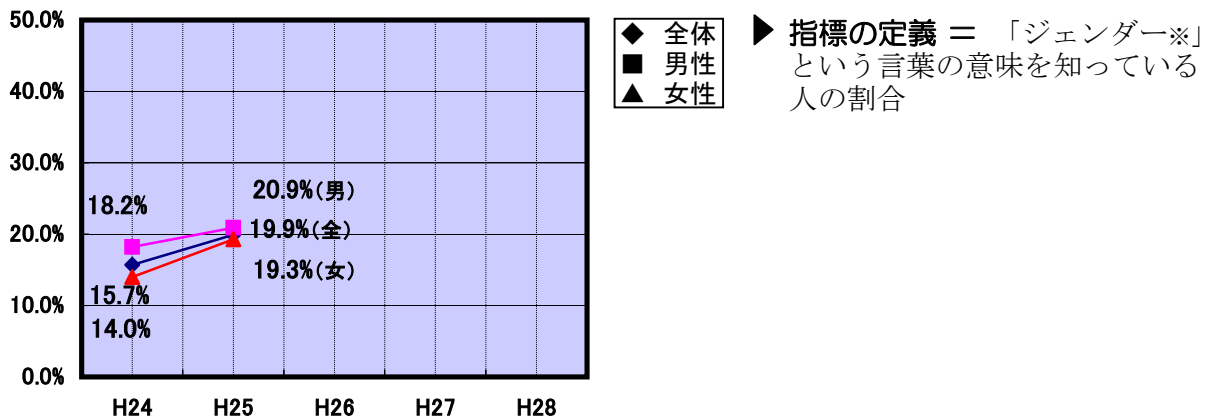
年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
参加者数	546人	542人	—	—	—	300人以上

●平成25年度現状値の説明

- ・平成24年度中に市が実施した世界の動きや国際的な取組についての講座・研修の受講者総数です。

■成果指標の現状値

指標 R 「ジェンダー」という言葉の認知度

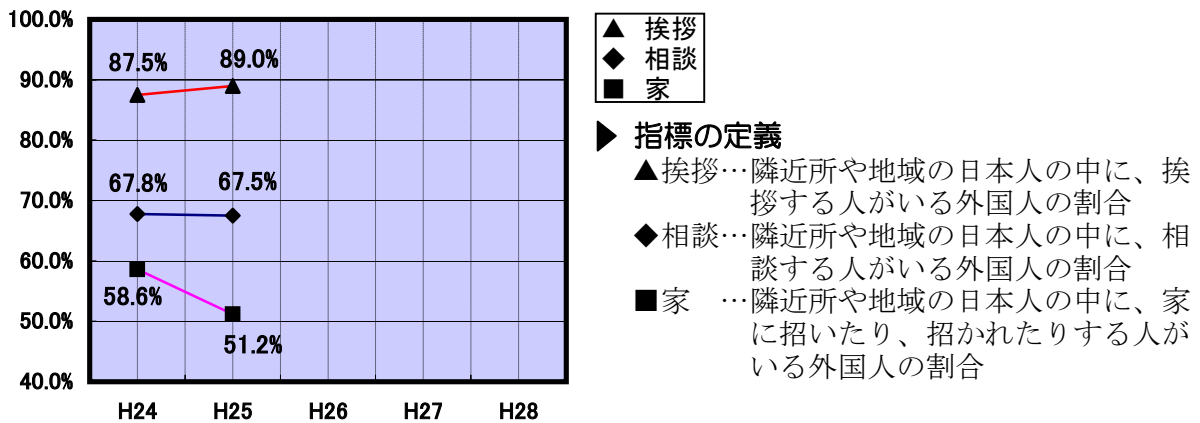


※ジェンダーは、国連などの国際会議でも使われ、世界的にも広く認められている言葉。生物学的性別（セックス／s e x）に対して、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「女性像」「男性像」があり、このような女性、男性の別のこと。

●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数378人）
- ・ジェンダーについて※の説明より「もっと詳しい内容を知っている」または「おおむねこの程度は知っている」と答えた人の割合(19.9%)です。
- ・参考までに、「言葉ぐらいは知っている」と答えた人の割合は27.5%です。

指標 S 相談できる日本人がいる外国人の割合



●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年9月に、外国人登録原票から無作為抽出した外国人市民400人を対象にアンケート調査を実施。（回収数86人）
- ・隣近所や地域の日本人とのつきあいについて、「困ったとき相談する人がいる」と答えた人の割合(67.5%)です。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

○目標L「市の実施する世界の動きや国際的な取り組みについての講座・研修の受講者数」が目標値を超えたことは評価できる。日本の男女共同参画の現状とともに、国際社会における男女共同参画の取組を情報提供することで、相乗効果を目指す必要がある。

◇指標R「ジェンダーという言葉の認知度」は横ばいであり、言葉を知らない人のほうが多い。言葉のみの認識にとらわれず、男女共同参画社会の理解につながるように、わかりやすい内容でジェンダーという言葉の意味を市民に周知することが重要である。

◇指標S「相談できる日本人がいる外国人の割合」のうち、挨拶する日本人がいる外国人の割合は横ばいであるものの、家に招いたり招かれたりする日本人がいる外国人の割合は下降している。地域での日本人と外国人の交流の場を提供し、相互理解が図れるよう取り組むことが重要である。

重点目標8 市と市民等とのパートナーシップによる協働

■数値目標の現状値

目標 M 「さんかくウイーク」への参加者数

年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
参加者数	2,708人	2,334人	—	—	—	3,000人以上

●平成25年度現状値の説明

- ・さんかくウイーク2012（平成24年度市男女共同参画推進週間）中の行事への参加者総数です。

目標 N 「さんかくウイーク」へのさんかく岡山登録団体の参加率

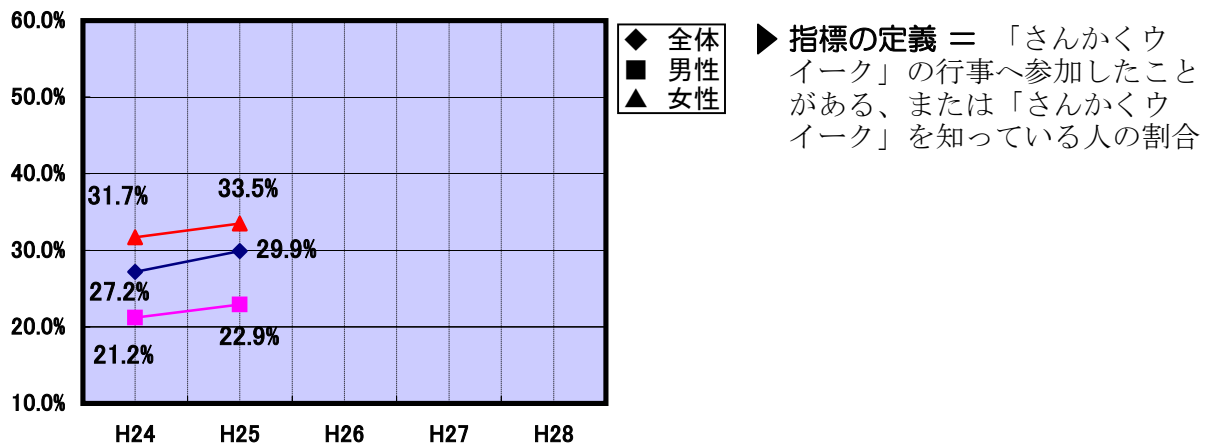
年度	H24	H25	H26	H27	H28	目標値
参加者数	20.9%	49.2%	—	—	—	50%

●平成25年度現状値の説明

- ・「さんかく岡山」の登録団体(65団体)のうちで、平成24年度の「さんかくウイーク」において、その実行委員会メンバー又はワークショップの主催者等として参加した団体の割合(49.2%)です。

■成果指標の現状値

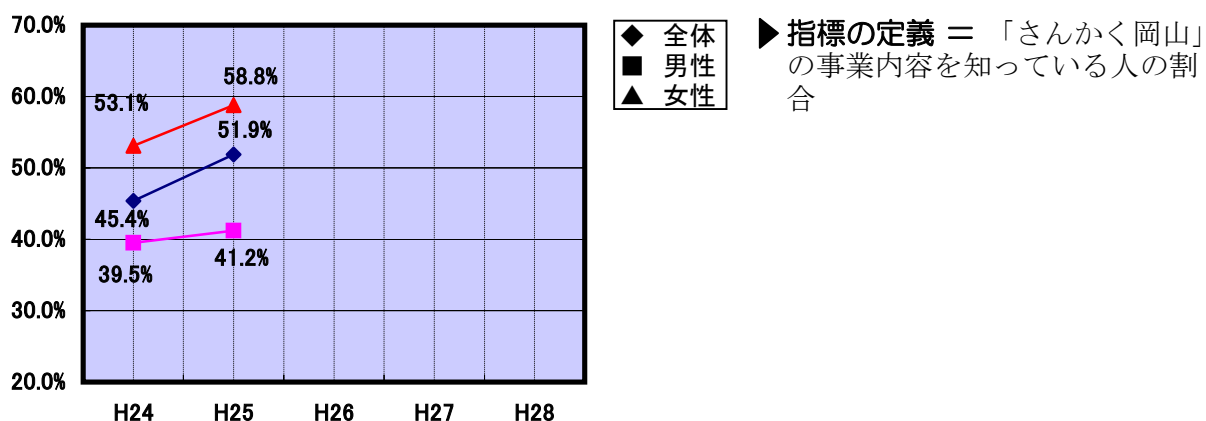
指標 T 「さんかくウイーク」の認知度



●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数378人）
- ・さんかくウイークについて、「行事に参加したことがある」または「知っているが行事に参加したことはない」と答えた人の割合(29.9%)です。男女別に見ると、男性22.9%、女性33.5%です。
- ・さんかくウイークは、岡山市男女共同参画推進週間の愛称です。

指標 U 「さんかく岡山」の事業内容の認知度



●平成25年度現状値の説明

- ・平成25年9月に、住民基本台帳から無作為抽出した市民1,000人を対象にアンケート調査を実施。（回収数378人）
- ・さんかく岡山で実施している事業（講演会・講座、地域への出前講座、図書の閲覧・貸出、映画会、相談（DV等）、会議室や展示コーナーの貸出、託児、その他）について、1つ以上知っていると答えた人の割合（51.9%）です。男女別に見ると、男性の割合は41.2%、女性の割合は58.8%となっています。

【男女共同参画専門委員会（審議会）・男女共同参画推進本部による評価】

○目標M「さんかくウイークへの参加者数」は低下しており、目標値を達成できていない。新規参加者を呼び込むための事業を企画するなど、参加しやすい行事の企画、新たな層への啓発が必要である。

○目標N「さんかくウイークへのさんかく岡山登録団体の参加者率」は上昇しており、目標値に近づいている点は評価できる。引き続き協力しやすい体制を整えるとともに、登録団体に対し、一層の参加を促すことが重要である。

◇指標T「さんかくウイークの認知度」は横ばいである。認知度も3割程度であり、男性は2割程度の認知度である。引き続き、市民への周知とりわけ男性への周知に努めるとともに、今まで参加したことのない人に、参加を促すことが重要である。

◇指標U「さんかく岡山の事業内容の認知度」は上昇していることは評価できるが、男性は女性に比べて認知度が低い。男女ともに利用しやすい環境づくりに努めるとともに、男性が参加しやすい事業内容を工夫するなど、さらに市民や事業者が参加しやすい施設となるよう、努めることが重要である。

IV 平成24年度に実施した主な施策

重点目標1

施策の方向性	具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課
① 男女平等を推進する教育・学習	幼児期からの男女共同参画の視点をいれた学習の推進	<p>○のびのび親子広場 【内容】幼稚園の施設や機能を活用し、子育て支援を実施する。①未就園児の保育活動 ②園庭・園舎の開放 ③子育て相談 ④その他 実施園の行事、子育てサークルとの連携、子育て情報の提供など 【実績】公立幼稚園全園(68園)で計画的に実施。各園の年間計画をホームページに掲載するとともに、各園の実施予定をまとめた冊子を作成し、児童館・図書館等に配付する。また、一覧リーフレットを作成し、「おぎやと岡山」「わくわくこどもまつり」等の会場で配布。各園の保育活動には、のべ12,827人が参加した。 ・未就園児に適した玩具や絵本を購入し、保育活動等に活用する。</p>	保育園・幼稚園課(指導課分)
		<p>○「男女平等教育指導の手引」を活用した授業の実施 【内容】小中学校において男女平等教育の学習主題として取り上げている内容を含んだ授業を実施。 【実績】小学校 1265クラス(総クラス 1265) 中学校 557クラス(総クラス 557)</p>	指導課
		<p>「男女平等教育指導の手引」の改訂 【内容】9年前に作成した男女平等教育指導の手引(小学校版)を改訂した。 【実績】小学校版を改訂し、教育ポータルサイトにアップした。</p>	指導課
		<p>○男女平等に関する意識調査 【内容】新さんかくプランの目標達成度を測るため、小中学生を対象に男女平等に関する意識調査を実施。 【対象/実施日】市立全小学校の5年1クラス、全中学校の2年1クラス(抽出)の児童生徒/7月</p>	指導課
		<p>○男女平等教育に関する調査 【内容】学校園の実態把握と教職員の男女平等意識の高揚のため、男女平等教育に関するアンケート調査を実施。 【対象/実施日】市立幼稚園・小中学校/9月</p>	指導課
		<p>○視聴覚教材の購入、貸出 【内容】幼稚園・小学校・中学校等にビデオの貸し出しを行い、男女平等・相互理解・協力等について理解を深め、これらの教育の充実を図った。 【実績】男女共同参画をテーマに含む作品の年間利用件数 14件、新規購入 0本</p>	指導課
		<p>○男女共同参画社会研修講座 兼 10年経験者研修講座 【内容/講師】「男女共同参画社会の実現に向けて」/岡山市男女共同参画社会推進センター 真邊和美 企画調整監 【実施日/場所】7月20日/岡山市教育研究研修センター 【対象】幼・小・中学校の教職員の希望者及び10年経験者研修受講者 9名</p>	教育研究研修センター
		<p>○新任教務主任研修講座 【内容/講師】「男女共同参画社会の実現に向けて」/岡山市男女共同参画社会推進センター 真邊和美 企画調整監 【実施日/場所】10月9日/教育研究研修センター 【対象】小・中学校の新任教務主任 33名</p>	教育研究研修センター
		<p>○男女平等教育研修講座 【内容/講師】「男女平等教育の推進」/ウィメンズクリニックかみむら 上村茂仁 院長 【実施日/場所】11月1日/岡山ふれあいセンター 【対象】幼・小・中学校の男女平等教育担当者 167名</p>	教育研究研修センター
		<p>○校園内人権教育研修会 【内容】各学校園の教職員人権研修において、男女共同参画をテーマにした研修を実施。 【実績】5校園(5回 157人) 幼稚園1園1回 小学校4校4回 中学校0校(0回)</p>	指導課
	<p>○中学校区教職員人権教育研修会 【内容】中学校区の保育園、幼稚園、小学校、中学校の教職員の交流研修において男女共同参画をテーマにした研修を実施。 【実績】3中学校区(3回 372人)</p>		
	<p>○基本研修への男女共同参画研修の導入 【内容】男女共同参画をメインテーマとする研修を階層別研修で実施。 【受講者】新規採用職員(108人)、新任主任職員(105人)</p>	人事課(人材育成室)	

重点目標1

施策の方向性	具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課
		<p>○女性職員キャリアアップセミナー 【内容】今後リーダーとしての活躍が期待されている女性職員を対象に、ワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れることにより、意欲的に自らのキャリアアップを考える。 【受講者】事務・技術の主査・係長級、課長補佐級の女性職員(60歳除く)(36人)</p>	人事課(人材育成室)
		<p>○新規採用職員研修 【テーマ】男女共同参画社会とは 【実績】受講者108人</p> <p>○生活保護新任現業員研修 【テーマ】DVについて(現状と援助者の心得) 【実績】受講者58人</p> <p>○新任公民館長研修 【テーマ】男女共同参画社会とは 【実績】受講者29人</p> <p>○平成24年度男女共同参画社会研修(小・中学校教諭希望者) 【テーマ】男女共同参画社会の実現に向けて 【実績】受講者7人</p> <p>○新任教務主任研修 【テーマ】男女共同参画社会の実現に向けて 【実績】受講者32人</p>	男女共同参画課
男女共同参画を推進する人材の養成と活用		<p>○さんかくカレッジ(基礎コース) 【内容】男女共同参画社会の実現のために地域・家庭・職場・社会で活躍できる人材を育成。 【実績】公民館(大元・妹尾・高島・足守)各4講座、受講生 延べ427人</p> <p>○さんかくカレッジ(専門コース ①災害とジェンダー ②ワンコイン講座) 【内容】男女共同参画に関する知識を有する人材のさらなるレベルアップを図り、男女共同参画推進の具体的な活動ができる人材を育成。 【実績】①災害とジェンダー9講座、受講生延べ61人、修了生8人 ②ワンコイン講座(コース生以外でもジェンダー統計の希望の講座を受講可能)9講座、受講生延べ67人</p> <p>○さんかくカレッジ(専門応用コース) 【実績】災害とジェンダー4講座、受講生延べ20人、修了生5人</p> <p>○講師人材養成のためのミニ講座の実施 【内容】さんかくカレッジ専門コース、専門応用講座修了者を、公民館や学校等の講座の講師として紹介することにより、地域でのさらなる男女共同参画の推進をはかる。 【実績】20講座(修了者10人を公民館、小学校等に派遣)</p>	男女共同参画課

重点目標1

施策の方向性	具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課
	家庭や地域における男女共同参画に関する学習機会の提供	○公民館重点テーマによる主催講座の開催 【内容】公民館全体で、男女共同参画をテーマとする主催講座を実施。 【実績】37館、66講座、延べ3,417人	公民館
		○PTA人権教育研修会 【内容】各学校園でPTAが主催する人権教育研修会において、男女共同参画をテーマにした研修会を実施。 【実績】10校園(11回) 幼稚園1園 小学校7校(8回) 中学校2校(2回) 627人	指導課
		○公民館高齢者講座 【内容】公民館主催の高齢者講座において、男女共同参画をテーマにした講座を実施。 【実績】3館 90人	
		○グループ活動 【内容】家庭や地域の教育力の活性化を図るため、保育園・幼稚園・小学校・中学校の保護者を中心に地域の人たちで子育てに関する学習・交流・実践活動を継続的に行った。 【対象／期間／場所】保育園・幼稚園・小学校・中学校の保護者を中心に56グループ(会員3,104人)／5月～2月(年4回以上)／幼稚園、小学校、公民館、コミュニティハウス等	こども福祉課
		○家庭教育セミナー 【内容】子育てや家庭教育にかかわる活動を地域や職場で計画しているグループの自主的な学習会・講演会を支援 【対象／実績／参加者】市内在住・在勤者15人以上で構成する団体の家庭教育・子育てに関する学習活動／1件／参加者数120人	こども福祉課
		○男女共同参画に関する学習会への講師の派遣 【内容】学校等において、児童・生徒・学生等を対象に実施される男女共同参画についての講演会等に講師を派遣。 【実績】4校	男女共同参画課
	男女平等に関する法令や条約の趣旨の周知	○「さんかく条例」等の周知 【内容】教職員・市職員階層別研修等でレジメや「さんかく条例」リーフレットの配布により、法令・条例等の周知に努めた。(再掲)	男女共同参画課
② 女性の人権を尊重した表現の推進のための基盤づくり	情報教育の推進	○メディア・リテラシー教育の実施 【内容】小中学校においてメディア・リテラシーを中心に据えた授業を実施。 【実績】小学校 472クラス(総クラス 1265) 中学校 338クラス(総クラス 557)	指導課
		○メディア・リテラシーをテーマとする主催講座の開催 【内容】情報リテラシーをテーマとする講座を実施。 【実績】1館、延べ41人	公民館
		○教育の情報化推進研修講座 【内容／講師】「教育の情報化・情報モラル・情報セキュリティ」／教育企画総務課 指導副主査 高坂仁美 副主査 坂本頼則 【実施日／場所】5月31日／岡山ふれあいセンター 【対象者】小・中学校の情報教育担当者 118名	教育研究研修センター
		○幼稚園 教育の情報化推進研修講座 【内容／講師】「教育の情報化・情報モラル・情報セキュリティ」／教育企画総務課 指導副主査 高坂仁美 副主査 坂本頼則 【実施日／場所】5月9日・6月6日・6月13日より1日を選択／岡山市教育研究研修センター 【対象者】幼稚園の情報教育担当者 68名	教育研究研修センター
		○市職員人権研修などの実施 【内容】研修の中で人権尊重の視点に立った表現について取り上げた。	人権推進課
	社会の環境浄化のための活動の推進	○機関誌「いくせい」の発行 【内容】各地区の青少年健全育成の取組、岡山市青少年育成センターの取組や相談機関を紹介【実績】1,200部×6号	生涯学習課
		○岡山市青少年育成協議会への補助 【内容】市内36中学校区の育成協議会専門部環境浄化部に、有害図書自動販売機設置の実態把握及び排除のための行動を依頼	生涯学習課

重点目標2

施策の方向性	具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課	
① 女性に対する人権侵害の防止及び相談体制の充実	市民への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○企業などを対象とした人権研修の実施 【内容】研修の中でパワハラ・セクハラ等について取り上げた。 【実績】77回 約5,300人 	人権推進課	
		<ul style="list-style-type: none"> ○事業者へのDVやセクハラ等に関する出前講座 【実績】4事業者 	男女共同参画課・人権推進課	
		<ul style="list-style-type: none"> ○デートDV等をテーマとする主催講座の開催 【内容】DV、デートDVをテーマとしたパネル展示を実施。 【実績】1館 	公民館	
		<ul style="list-style-type: none"> ○「さんかく岡山」出前講座 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】DVについて（現状と援助者の心得）/4月23日/職員研修所/生活保護新任現業員/58人 ②さんかく岡山・男女共同参画・DV/9月13日/さんかく岡山/さんかくナビ新職員/6人 ③男女共同参画の実現をめざして/1月15日/中国デザイン専門学校/学生/47人 ○「さんかく岡山」市民協働事業 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】①トーク&トーク「もっと自分を好きになるために～わたしがわたしを大切にすること～」/11月4日/さんかく岡山/65人 ②誰もひとりでは生きられない『隣の人』上映会&監督講演会/2月5日/岡山シティミュージアム/83人 ○「相談支援センター」事業 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】DV被害者支援サポーター登録者研修・交流会/2月2日/さんかく岡山/DV被害者支援サポーター/23人 ○その他研修等 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】緊急一時保護研修/4月27日・5月18日/さんかく岡山/緊急一時保護業務従事員/16人 	男女共同参画課	
		<ul style="list-style-type: none"> ○市広報紙、市政テレビ、市政ラジオ等による広報 ○男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO」の配布 ○「DV防止カード」及びパンフレット「話してみませんか」の配布 ○市が主催する各種イベントでの広報、啓発活動（10のイベントに参加） 	男女共同参画課	
		相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者等支援に関する岡山市職員研修事業 【内容/実施日/場所/対象/参加者数】講演、対話・意見交換など/25年1月18日・2月15日/ほっとプラザ大供/関係職員/60人 ○犯罪被害者等総合相談窓口 【相談件数】12件 	安全・安心ネットワーク推進室
			<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画相談支援センター（一般相談） 【内容】専門の相談員5人が、DVやセクハラなどの性別に起因する人権侵害に関して、面接・電話相談に応じる。 【相談件数】4,159件（うちDV相談1,547件） ○男女共同参画相談支援センター（特別相談） 【内容】一般相談を受けた相談者の中で法律相談や心理カウンセリングが必要と認められる者を対象に、それぞれ毎月1回、弁護士や精神科医師等が相談に応じる。 法律相談47件、精神科医相談・心理カウンセリング40件 	男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> ○各福祉事務所への女性相談員の配置 【内容】女性相談員12人（男性1人、女性11人）を各福祉事務所へ配置し、女性に対する人権侵害に関する相談・支援業務を行う。 【実績】相談件数 8,134件 	こども福祉課
			<ul style="list-style-type: none"> ○「DV防止カード」及びパンフレット「話してみませんか」の配布 【内容】男女共同参画相談支援センターの「相談ほっとライン」や配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口を紹介したカードやパンフレットを市内の関係機関や医療機関に配布。また、本庁舎や各支所等の窓口に設置。 	男女共同参画課
			<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待防止啓発チラシの配布 【内容】児童虐待防止啓発のチラシを作成し、岡山市内の保育園・幼稚園・小中学校・特別支援学校等に配布し、通告義務の周知を図る。また、通告先として各福祉事務所内地域こども相談センターの周知を図る中で、合わせて女性相談窓口の周知も図る。 	こども福祉課

重点目標2

施策の方向性	具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課
		○市男女共同参画相談支援センター相談員に対する研修 【実績】全国シェルターシンポジウム（大阪府大阪市）、DV相談担当職員専門研修会、内閣府「配偶者からの暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」、多様な性のあり方について理解を進めるための研修会、ファシリテーター養成講座、スーパーバイズ、女性人権センターアドバイザー制度研修会ほか	男女共同参画課
		○女性相談、DV関係各種会議・研修会への参加 【内容】岡山県女性相談所を行う女性相談員連絡会、DV被害者支援機関連絡会や全国婦人相談員研究協議会等の研修に参加し資質、能力の向上を図った。	こども福祉課
		関係機関等との連携の促進 ○庁外ネットワーク会議 【会議名／構成／回数】①女性相談員等連絡会議／県下全域の女性相談員等／3回 ②女性の人権相談機関連絡会／弁護士会、県下の男女共同参画センター、県警本部、女性相談所／3回 ③DV被害者保護支援関係機関連絡会議／福祉事務所、県警本部、女性相談所等／2回	男女共同参画課
② 配偶者・パートナー等からの暴力への対策の推進	DV被害者（子どもを含む）の保護及び自立に向けた支援の実施	○DV被害者緊急一時保護 【内容】「さんかく条例」に基づき、DV被害者に対して市独自の緊急一時保護を24時間体制で実施。 【実施件数】2件	男女共同参画課
		○DV被害者支援グループ活動 【内容】相談を受けたDV被害者のうち、希望者を対象に支援グループ「和」として自助活動を行う。 【実施日／場所／対象／参加者数】 年7回実施。／さんかく岡山／DV被害者／18人 ○DV被害者グループワークの実施 【内容】相談を受けたDV被害者のうち、希望者を対象にグループワークを行う。 【実施日／場所／対象／参加者数】 年2回実施。／さんかく岡山／DV被害者の親子／30人 ○DV被害者グループカウンセリングの実施 【内容】相談を受けたDV被害者のうち、希望者を対象にグループカウンセリングを行う。 【実施日／場所／対象／参加者数】 年2回実施。／さんかく岡山／DV被害者／21人	男女共同参画課
		○DV防止法に基づく一時保護の受託 【目的】配偶者からの暴力被害者及びその同伴する家族を一時保護 【対象】岡山県女性相談所からの委託者 【実施件数】暴力被害者 3名、同伴児童 5名	こども福祉課
		○DV被害者の市営住宅の優遇抽選 【内容】DV被害者については、市営住宅への入居者選考において抽選番号を2つ付与する優遇抽選を実施する。 【実績】年3回実施、応募5件、当選0件	住宅課
		○市営住宅の目的外使用許可 【内容】DV防止法による保護命令の決定を受けたDV被害者等については、市営住宅への目的外使用による一時入居を許可する。 【実績】0件	住宅課
		民間団体等と連携した支援 ○DV被害者支援民間シェルター運営事業補助 【内容】シェルターを運営する民間団体に対して、その運営を支援し、DV被害者の保護・自立支援の充実を図る。 【実績】補助事業者1団体	男女共同参画課
		○岡山市DV被害者自立支援サポート人材育成事業 【内容】民間シェルターを運営し、DV被害者の自立支援を行っている実績のある民間団体（NPO法人）に委託し、DV被害者が自立していく際に必要となる心のケアや、就労等を支援できる人材育成を行う。	男女共同参画課
		○DV被害者自立支援事業 【内容】DV被害者が自立し、社会生活ができるほどの長期的な支援を行う専用施設（ステップハウス）を運営する民間団体に補助金を交付することにより、DV被害者の保護・自立支援等の充実を図る。	男女共同参画課
		加害防止のための調査研究 ○DV加害防止に向けた情報収集 大都市男女共同参画行政主管者会議／神奈川県相模原市	男女共同参画課

重点目標2

施策の方向性	具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課
	DV家庭の子どもへの支援	○要保護児童対策地域協議会による児童虐待の早期発見、関係機関との連携の推進 【内容】市代表者会 年4回	男女共同参画課・こども福祉課
		○グループワーク（人形劇）の実施（再掲）、子ども向けDVDの購入	男女共同参画課
		○相談支援業務を行う中でDV家庭であることが判明した場合や休日・夜間等、緊急でDVの相談を受けた場合、子どもの福祉が守られるよう支援を行うとともに、必要に応じて、女性相談所等との連携、子どもの一時保護等により子どもの安全が確保されるよう支援を行った。 【参考】平成24年度児童虐待相談対応件数321件	こども総合相談所
③ セクハラ防止対策の推進	職場におけるセクハラ防止対策の推進	○事業者へのセクハラ研修出前講座（再掲）	男女共同参画課・人権推進課
		○企業などを対象とした人権研修の実施（再掲）	人権推進課
		○職場におけるハラスメントの防止 【目的】ハラスメントに対する手引書を用いた所属長研修（新任所属長は参加必須）の実施や、相談窓口周知用リーフレットの作成等を通じて、セクハラ等ハラスメントのない職場づくりに取り組む。 【対象】市職員、その他市に勤務する者 【実績】①所属長研修 出席者28人（市長事務部局） ②リーフレット作成 8,000部	人事課
		○セクハラ（パワハラ）相談の実施・セクハラ防止の啓発 【実績】①相談窓口を設け、ハラスメント相談を実施した。 ②セクハラ（パワハラ）相談件数85件（内訳・・・セクハラ14件、パワハラ68件、その他3件） ③臨床心理士による特別相談（月1回）を設け、助言、調査、措置及び指導を行った。（実績5回） ④早めの対応、問題解決を目的とする「ハラスメントに対する手引書」（ハラスメント救急箱）を有効利用した。 ⑤職場における職員人権研修に、セクハラ・パワハラ防止内容を取り入れてもらうよう働きかけた。 ⑥職員共通システムにより、セクハラ・パワハラ相談窓口を周知した。 ⑦クリアファイル「健康お役立ち情報」を3,000枚作成し、市長部局の正規職員に、セクハラ・パワハラ相談窓口を周知した。 ⑧職員向けのチラシ「セクハラ・パワハラのない職場へ」を8,000枚作成（人事課）し、全職員へ配布した。（相談窓口を職員に周知してもらう目的）	給与課
	教育の場におけるセクハラ防止対策の推進	○校園長会等でのセクシュアルハラスメントを含むサービスの徹底について、昨年度末配付のリーフレットも活用して指導し、教職員の意識を高め、教育の場におけるセクハラ防止に努めた。 【実績】校園長会（年3回）、校長会等（幼稚園・小学校・中学校／各年1回）、副校長・教頭会（小学校・中学校／各年1回） 【対象】管理職員	学事課
	地域におけるセクハラ防止対策の推進	—	男女共同参画課・人権推進課

重点目標3

施策の方向性	具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課
① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	地域・家庭・職場における固定的な性別役割分担意識の是正のための啓発	<p>○「さんかく岡山」市民協働事業（含再掲） 【内容／実施日／場所／参加者数】①「老い支度なぜ必要～女性の老いを考える～」／6月24日／さんかく岡山／106人 ②講演会「変わるお葬式、消えるお墓～多様性と葬送儀礼～」／6月30日／さんかく岡山／96人 ③ワークショップ「キッズいけ花体験～男の子も女の子もみんな～」／7月1日／さんかく岡山／48人 ④「女と男 85歳の自立に向けて～知って防ごう認知症～」／6月16日／さんかく岡山／92人 ⑤講演会「ママの人生設計～ママの夢、家族の夢～」／10月25日／さんかく岡山／17人 ⑥講演会「「変わってしまった女」と「変わりたくない男」」／11月17日／さんかく岡山／38人 ⑦「誰もひとりでは生きられない『隣人』」上映会&監督講演会／2月5日／岡山シティミュージアム／83人 ⑧講演会「女性の貧困を考える～性役割と世帯主義の失敗～」／2月16日／さんかく岡山／64人 ⑨講演会「コミュニティで創る新しい高齢社会のデザイン 男として女として心豊かに人生90年～サクセスフル・エイジング～」／3月16日／さんかく岡山／84人</p> <p>○「さんかく岡山」主催事業 【内容／実施日／場所／参加者数】「夏休みわいわい子ども塾」／7月～8月にかけて実施（全15日）／さんかく岡山／延べ757人</p> <p>○「さんかくウイーク」実行委員企画事業 【内容／実施日／場所／対象／参加者数】トーク&コンサート「生きる力～夢に向かって～」／6月17日／西川アイプラザ／122人</p>	男女共同参画課
		○「さんかく岡山」さんかくシアター 【内容】 学習ビデオ・映画の上映と意見交換 【場所／回数／対象／参加者数】 さんかく岡山／15回／延べ199人	
	○公民館主催講座の開催 【内容】 固定的な性別分担の見直しをテーマとする講座を開催。 【実績】 10館、延べ875人	公民館	
	○事業者への男女共同参画出前講座の実施 【実績】 9事業者	男女共同参画課・人権推進課	
	○男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO」の配布 【内容】 市民に男女共同参画を身近に感じ、理解を深めてもらうため、公募した市民の編集委員が中心となって取材や編集を行い、作成した情報誌「DUO」を関係機関に配布。また町内会に配布し、回覧する。 【実績】 28,000部作成／町内会への回覧用 20,342部	男女共同参画課	
苦情や相談を通じた市政の見直し		-	男女共同参画課
② 労働の場における男女の均等な機会と待遇の確保	男女共同参画を積極的に推進する事業者への検証等の充実	○男女共同参画の視点をいれた他自治体の入札制度の情報収集 実績なし	監理課・男女共同参画課・子ども企画総務課
	男女雇用機会均等法、パートタイム労働者や派遣労働者に関する関係法令の周知	○事業者表彰 【内容】 雇用の分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を積極的に行う事業者を「さんかくウイーク」記念イベントにおいて表彰する。 【実績】 1事業者	
	○公正採用選考人権啓発推進員研修会の開催 【目的】 人権が尊重された公正な採用選考による就職の機会均等の確保及び明るく働きやすい職場環境づくり。 【対象】 公正採用選考人権啓発推進員及び事業者 【内容】 「職場のパワーハラスメント」の最新状況・情報をテーマに、企業におけるパワハラ問題に対する教育・研修、パワハラを認めない職場づくりについて学んだ。 【日時】 平成24年7月17日 【参加者】 463人	人権推進課	
○事業者への出前講座の実施（再掲）		男女共同参画課・人権推進課	

重点目標3

施策の方向性	具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課
	農林漁業従事者、農林漁業関係機関・団体への意識啓発	○「男女共同参画のつどいin岡山」の開催 【内容】JA岡山との共催で「男女共同参画のつどいin岡山」を開催し、農林漁業従事者、地域や関係機関・団体への意識啓発を図る。 【主な事業】「男女共同参画のつどいin岡山」の開催 【対象/開催日/場所】JA岡山関係者/H25年1月9日/J A岡山西大寺支所3階大ホール 【実績】参加者324人	農林水産課
③ 女性の参画の少ない分野における対策の推進	まちづくり・防災分野などにおける女性の参画の拡大	○岡山市防災まちづくり学校 【内容】地域における防災リーダーの養成 51人受講（内女性13人） 【コース】6回の講座、神戸視察、総合防災訓練の参加の計8回。（6月から翌年の1月にかけておおむね月1回実施。）	危機管理課
		○地域防犯体制への女性の参画 【実績】安全・安心ネットワーク連絡協議会等の機会において、呼びかけを行った。（1回）岡山市連合町内会男女共同参画専門部会を開催した。（1回）	安全・安心ネットワーク推進室
		○女性消防団員増加の推進 【実績】①総員108名となる（40分団/100分団）。団員総数4,637名（H25.7.1基準） ②市民対象の救命講習等の指導、また各種行事で消防活動の重要性を広報を行う（H24年度女性消防団員出動回数734回）。 ③第18回全国女性消防団員活性化秋田大会へ参加。	消防企画総務課
		○公民館主催講座の開催 【内容】女性を対象に、地域防災の視点を盛り込んだ講座を開催。 【実績】2館、延べ15人	公民館
	ロールモデル（手本となる人材）情報の提供	○「さんかく岡山」にて「活躍する女性達の記事等」の掲示の実施、先人の女性達のパネル展示	男女共同参画課
	子どもの頃からの理数分野への興味の拡大	○理科支援員配置事業 【内容】外部人材を理科支援員とし活用することにより、授業における観察・実験活動の充実及び教員の資質向上を図り、小学校における理科授業の充実を目指した。 【実績】小学校 11校（19人） 全91クラス	指導課
	○「さんかく岡山」主催事業の実施（再掲）	男女共同参画課	
	○公民館主催講座の開催 【内容】小学生を対象に、理数分野への興味や関心を高めることにつながる講座を開催。 【実績】7館、8講座、延べ2,047人	公民館	
	男女共同参画の視点からの市の広報ガイドラインの活用	○広報紙の作成にあたり、人権尊重の視点にたった「表現」のための手引に基づき男女共同参画の視点に立った広報紙の作成に努めた。 ○市職員研修（新規採用職員研修）においてパンフレット等を作成する際には、広報ガイドラインを活用し、男女共同参画の視点に立った「表現」に努めるよう促した。 ○市職員人権研修において、広報ガイドラインの内容をふまえた研修素材や話題などを活用し、男女共同参画についての意識啓発を行った。	広報課 男女共同参画課 人権推進課

重点目標3

施策の方向性	具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課
④ 男女共同参画の 視点に立った広 報・情報提供の 促進	多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進	<p>○市広報紙「市民のひろば おかやま」への掲載 【内容】毎月発行、全世帯配布。 【特集等】①4月号「男女共同参画社会の形成の促進に関する事業者表彰の推薦」（1/8頁）②6月号「さんかくウィーク2012」（1頁）③7月号「日本女性会議2012仙台」参加者（1/8頁）④11月号「さんかくウィーク2013実行委員（公募分）」（1/8頁）⑤2月号「さんかくウィーク2013広報用イラスト募集」（1/4頁）</p>	広報課・男女共同参画課
		○男女共同参画社会の実現をめざす情報誌「DUO」（デュオ）の発行（再掲）	男女共同参画課
		<p>○市政テレビ「情報かわらばん」「いきいきおかやま」（CATV on i ビジョン）の放送 【内容】市政の動向・行事・課題などを、文字放送形式（文字とナレーション／週替わりの5分番組を毎日3回放送）とアナウンサーとの対話形式（半月替わりの10分番組を毎日3回放送）で放送。 【テーマ/放送日】〈文字放送形式〉さんかくウィーク2012/5月28日～6月4日②さんかくウィーク2013イラスト募集/2月18日～2月24日（対話形式） ①さんかくウィーク2012/6月1日～15日 ○市政ラジオ「オカヤマシティインフォメーションスクエア」（レディオmomo）の放送 【内容】パーソナリティと出演者との対話形式で放送（月～金曜・15分番組） 【テーマ/放送日】①さんかくウィーク2012/6月8日②さんかくウィーク2013実行委員募集/11月5日③さんかくウィーク2013広報用イラスト募集/2月11日 ○市政ラジオ「くらしと市政」（RSK）の放送 【内容】パーソナリティによる原稿読み上げ形式（毎週金曜11時22分前後～3分程度） 【テーマ/放送日】さんかくウィーク2013実行委員/11月2日</p>	広報課・男女共同参画課
		○さんかくウィーク実行委員会事業 【内容】さんかくウィークのCMを岡山駅西ロケットビジョンで上映	男女共同参画課
	市民意識・実態調査の定期的な実施	○「第3次さんかくプラン」の数値目標及び成果指標に係る現状値調査の実施 【内容】「第3次さんかくプラン」行政評価を実施するために各種サンプリング調査を実施。（平成24年度の現状値を把握） 【時期/対象】7～9月/①一般市民399人 ②外国人91人 ③296事業者 【回収率】①39.9% ②22.8% ③53.9%	男女共同参画課
	男女共同参画社会の形成に資する統計情報の収集、整備、提供	○「第3次さんかくプラン」行政評価（冊子）の発行 ○「さんかく岡山」市民協働事業 【内容/実施日/場所/参加者数】ジェンダー統計リーフレット作成グループ/4月～3月にかけて実施（全13回）/さんかく岡山ほか/延べ119人	男女共同参画課

重点目標4

施策の方向性	具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課
① 仕事と子育てを両立するための支援策の充実	保育サービスの充実	○保育所の施設整備 【内容】施設整備を行い、定員増を図る。 【実施園数】創設4園(ならの木保育園、第二宝島保育園、うらやす白鳩保育園、ひばり保育園) (いずれも平成23年度から繰越)	保育園・幼稚園課 (保育課分)
		○保育所の待機児童の解消 【内容】保育所の定員増、定員の弾力化による受入児童数の拡大。 【定員】13,277人(平成25年3月)(対前年比)250人増	保育園・幼稚園課 (保育課分)
		○特別保育事業の拡大 【内容】①延長保育実施園の拡大 ②一時預かり実施園の拡大 ③休日保育実施園の拡大 【実施園数】(平成25年3月現在/対前年比)①87園/2園増 ②59園/3園増 ③8園/増減なし	保育園・幼稚園課 (保育課分)
	放課後児童対策の充実	○放課後児童健全育成事業 【内容】仕事等で保護者が昼間家庭にいない小学校低学年の児童に、適切な遊びと生活の場を与えた。 【クラブ数】(平成24年度末)90クラブ	こども福祉課
	地域の子育て支援体制の充実	○地域子育て支援センター 【内容】育児不安などについての相談・指導(面接・電話)、育児通信の発行、園庭の開放、育児講座、その他各保育園の特色を生かした事業を行い、子育てを支援した。 【設置数】公立3センター、私立18センター	保育園・幼稚園課 (指導課分)
		○児童館 【内容】児童福祉法に基づく児童厚生施設として児童に健全な遊びを与え、健康の増進と豊かな情操の育成を図る。 【設置数】直営9館、指定管理者へ委託14館(社会福祉協議会9館、ふれあい公社5館) 【実績】利用者数410,478人	こども福祉課
		○子育て広場(11カ所)の開設 【内容】子育てに関する学習・交流・ふれあいの場として設置し、子育ての悩みの解消や子育て仲間づくりを図った。 【期間/場所】4月～3月/幼稚園10園、公民館1館 【対象/参加者数】乳幼児を持つ親/大人8,143人、子ども9,717人	こども福祉課
		○のびのび親子広場(再掲) 【内容】幼稚園の施設や機能を活用し、子育て支援を実施する。①未就園児の保育活動 ②園庭・園舎の開放 ③子育て相談 ④その他 実施園の行事、子育てサークルとの連携、子育て情報の提供など 【実績】公立幼稚園全園(68園)で計画的に実施。各園の年間計画をホームページに掲載するとともに、各園の実施予定をまとめた冊子を作成し、児童館・図書館等に配付する。また、一覧リーフレットを作成し、「おぎやっと岡山」「わくわくこどもまつり」等の会場で配布。各園の保育活動には、のべ12,827人が参加した。 ・未就園児に適した玩具や絵本を購入し、保育活動等に活用する。	保育園・幼稚園課 (指導課分)
		○ファミリーサポート事業 【内容】育児の相互援助活動による、働く人の仕事と家庭の両立、安心して働くことができる環境づくりを図った。 【会員数】依頼会員:2,116人、提供会員:554人、両方会員:318人、合計:2,988人 【活動件数】7,530件	こども福祉課
		○子育てサロン開設 【内容】公民館保育ボランティアが中心となって、子育てに関する学習・交流の場を開設。 【実績】15館、17講座、延べ8,316人	公民館

重点目標4

施策の方向性	具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課
	子育てに関する相談支援体制の充実	○パパママスクール 【内容】夫婦を対象に、妊娠出産、育児について学び、妊産婦・乳児の健康保持増進及び母性・父性の確立を図る 【対象/場所】妊娠中期以降のプレママ・パパおおむね20組/各保健センター/11回 448人	健康づくり課
		○地域こども相談センターの運営 【内容】正規職員11名、家庭・児童相談員13名(女性相談員兼務)を各福祉事務所へ配置し、家庭や子育てに関する相談・支援業務を行う。 【家庭児童相談】1,070件 内、養護相談 1,006件	こども福祉課
	ひとり親家庭に対する相談窓口の充実	○「ひとり親家庭のしおり」配布 【内容】ひとり親家庭を対象とした施策をまとめた冊子を児童扶養手当申請窓口等で配布	こども福祉課
		○地域こども相談センターでの相談 【内容】母子自立支援員6名(各福祉事務所1名)を配置し、ひとり親家庭及び寡婦からの相談に応じる。 【実績】相談件数 4,382件	こども福祉課
	育児休業等の制度の定着促進	○事業者への出前講座の実施(再掲) ○育児休業制度の実施 【目的】育児休業制度により、男性の育児休暇の促進を図る。 【対象】市職員 【実績】取得人数0人(平成24年度に取得した男性職員(市長事務局))	男女共同参画課・ 人権推進課 人事課
② 仕事と介護を両立するための支援策の充実	介護保険に関する相談体制の充実	介護負担の軽減を図るため、介護保険事業の情報提供や、地域包括支援センターの人員体制の充実及び機能強化	介護保険課
		○地域包括支援センターを中心に高齢者の生活支援に努めた。 【内容】地域で暮らす高齢者を介護・保健・医療・福祉などの様々な面から総合的に支援するもの。 【事業実績】①パンフレット増刷: 10,000部 ②介護予防教室の実施: 969回/延べ参加人数17,192人 ③虐待の対応: 86件 ④高齢者の相談: 27,909人 ⑤二次予防事業対象者の把握事業の実施: 10,005人	高齢者福祉課
	介護休業等の制度の定着促進	○事業者への出前講座の実施(再掲)	男女共同参画課
	地域の介護支援体制の充実	○家族介護教室の開催 【内容】高齢者を在宅で介護している家族等に対し、介護方法、介護サービス等に関する情報、介護者自身の健康づくり等の知識や技術を提供するための家族介護教室を実施。介護している家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 【事業実績】 家族介護教室の実施: 7箇所/25回/延べ参加人数689人	高齢者福祉課
		○介護マークの配布 【内容】介護マークを配布し、介護マークをつけることにより、周囲に介護者であることを知ってもらうことで、介護者の心理的負担の軽減を図る。 【事業実績】印刷枚数: 1,500枚	高齢者福祉課

重点目標4

施策の方向性	具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課
③ 男性にとっての男女共同参画の推進	男性の家事や子育てへの参加の支援・促進	○子育て休暇の実施 【目的】市職員の特別休暇制度（子育て休暇）により、男性の育児休暇の促進を図る。 【対象】市職員 【実績】取得人数36人（平成24年度に取得した男性職員（市長事務部局））	人事課
		○育児・介護のための早出遅出出勤制度 【目的】育児・介護にかかる負担を軽減させるため、1日の勤務時間の長さを変えずに、始業・終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げでの勤務を可能とする。 【対象】市職員 【実績】取得人数5人（平成24年度に取得した男性職員（市長事務部局））	人事課
		○部分休業 【目的】育児・介護にかかる負担を軽減させるため、1日の勤務時間のうち一部（2時間以内）について勤務しないことができる。 【対象】市職員 【実績】取得人数1人（平成24年度に取得した男性職員（市長事務部局））	人事課
		○育児時間 【目的】市職員の特別休暇制度（育児時間）により、育児にかかる職員の負担の軽減を図る。 【対象】市職員 【実績】取得人数7人（平成24年度に取得した男性職員（市長事務部局））	人事課
		○育児短時間勤務制度 【目的】育児と仕事の両立を容易にするため、職員が完全に職務を離れることなく長期に育児のための短時間勤務を可能とするもの。 【対象】市職員 【実績】取得人数0人（平成24年度に取得した男性職員（市長事務部局））	人事課
		○公民館主催講座の開催 【内容】男性の家事や育児参加を促すことにつながる講座を開催。 【実績】10館、11講座、延べ1,451人	公民館
		○さんかくウイーク記念イベント 【内容／実施日／場所／対象／参加者数】「決してあきらめない～家族も仕事も、そして幸せになることを～」／6月23日／市民文化ホール／一般市民／511人 ○さんかくカレッジ基礎講座の実施（再掲）	男女共同参画課
		○男性のための料理講習会 【内容】望ましい食習慣や知識の普及、生活習慣の改善、健康増進・健康な地域づくり 【対象】健康づくりに関心のある地域の男性 【場所／実績】各地区公民館等／79地区	健康づくり課
	男性の介護への参加の支援	○介護休暇 【目的】負傷、疾病又は高齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇。 【対象】市職員 【実績】取得人数0人（平成24年度に取得した男性職員（市長事務部局））	人事課

重点目標4

施策の方向性	具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課
		○短期介護休暇 【目的】 負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、1暦年につき5日(要介護者が2名以上の場合は10日)を超えない範囲内で必要と認められる場合における休暇。 【対象】 市職員 【実績】 取得人数23人(平成24年に取得した男性職員(市長事務部局))	人事課
		○さんかくカレッジ基礎講座の実施(再掲)	男女共同参画課
		○公民館主催講座の開催 【内容】 男性の介護に関する講座の実施 【実績】 4館、6講座、延べ255人	公民館
	男性のための相談体制の整備	○依存症相談 【内容】 予約制／精神科医によるアルコール・薬物・ギャンブル等の依存に関する相談 【延利用人数】 23人	こころの健康センター
④ 地域活動への参画の促進	地域活動に参加しやすくなるための支援	○公民館主催講座の開催 【内容】 地域ボランティアを育成するための講座を開催。 【実績】 13講座、延べ1,167人	公民館
		○学校支援ボランティア 【内容】 地域の人材や保護者が趣味や特技を生かし、学校教育を支援するために予め登録し、ボランティアとして活動する。 【実績】 一般登録者 5,863人 (男性1,922人・女性3,941人)(H25.3末)	生涯学習課
		○子ども会等の団体への支援 【実績】 ①地域少年団体活動を支援するため補助金を交付／子ども会ほか13団体 ②子ども会育成役員・指導者の研修会の開催／13回 317人 ③子どものリーダー養成のための研修会の開催(各1回)／インリーダー研修会82人(男性46人・女性36人)／ジュニアリーダー研修会107人(男性49人・女性58人)	生涯学習課

重点目標5

施策の方向性	具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課
① 性と生殖の健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する理解の促進	女性の健康問題についての啓発の推進	○さんかくカレッジ基礎講座の実施（再掲）	男女共同参画課
		○公民館主催講座の開催 【内容】生涯にわたる女性の健康についての講座を開催。 【実績】3講座、延べ53人	公民館
	学校における性教育の充実	○いのちを育む授業 【内容】思春期の子どもが乳児と接することで、生命・性の尊さ、子育ての大切さを学ぶ。3回の授業(1回目：乳児の発達・接し方について事前学習 2回目：乳児・保護者とのふれあい体験 3回目：助産師による講話)を授業時間に位置づけて実施 【対象】中学校3年生/実施校6校 21回延べ3,888人(生徒)、親子ボランティア 453組	保健体育課 健康づくり課
		○教職員を対象とした性と感染症に関する研修会の実施 【内容】講演会「自尊感情を育む性教育～わたしはぼくはたいせつないのち」「HIV感染症・感染症に関する医療公衆衛生の基本知識」 【対象/参加人数】市内各種学校の養護教諭、保健体育科教諭、一般教員/32人 【実施日/場所】3月12日/岡山ふれあいセンター	保健体育課 保健課
		○岡山市学校保健会保健部会研修会等で指導 【内容】前年度の「性に関する指導状況調査」の結果を報告するとともに、指導上の注意事項を説明。 【対象/実績】教職員 180人	保健体育課
		○性に関する指導状況調査 【内容】体育、特別活動、総合的な学習の時間、道徳、その他教科における性教育実施時間数および指導内容を調査 【対象/時期】全小中学校/25年3月 【平均指導時間/年間】小学校14.3時間 中学校9.6時間 【個別相談平均実施回数】小学校2.1回 中学校10.5回	保健体育課
		○思春期保健対策モデル事業（いのちを育む教育） 【内容】外部指導者による性やいのちにかかわる授業や、幼児とのふれあい体験などを学校の教育活動に計画的に位置づけ、効果的に性教育（生き方教育）を行う 【モデル対象校/場所】御南中学校3年 /御南中学校 【継続校】高松、京山、妹尾、旭東、高島中学校の5校3年生 合計 1307人 【時期】10月	保健課 保健体育課
		○エイズ・感染症・性教育出前講座 【内容】学校や地域等幅広い対象にエイズ・感染症についての正しい知識の普及啓発を行い、性について見つめなおす機会を充実する。 【実績】74回 16,962人（内訳）小学校15回、中学校27回、高等学校18回、専門学校3回、大学5回、一般・その他6回	保健課 保健体育課
		○性と感染症に関する研修会 【内容】講演「自尊感情を育む性教育～わたしは・ぼくはたいせつないのち～」講師：出前講座講師 市場恵子氏 講演「HIV感染症・感染症に関する医療公衆衛生の基本知識」講師：岡山市保健所長 中瀬克己氏 【対象/実績】岡山市立小中学校長、保健体育科教諭、養護教諭、その他一般職員 32人 【実施日/場所】平成25年3月12日 /岡山ふれあいセンター	保健課 保健体育課

重点目標5

施策の方向性	具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課
		○教職員を対象とした性と感染症に関する研修会の実施(再掲)	保健課 保健体育課
		○多様な性のあり方について理解を進めるための研修会の開催 【内容／講師】多様な性のあり方について理解を進める。／岡山大学大学院保健学研究科 中塚幹也 教授 【実施日／場所】8月29日／保健福祉会館 【対象／受講生】窓口担当職員／13人	男女共同参画課
		○公民館主催講座の開催 【内容】性について考える講座を開催。 【実績】1館、10人	公民館
② 生涯を通じた健康づくりに対する支援	相談体制の充実	○思春期相談電話 【内容】思春期特有の健康問題に関する相談に応じて適切な保健指導を行うことにより、健康の保持増進と性意識の健全育成を図る 【対象】思春期の子ども及びその保護者(毎火・木に専用電話で実施)／(男性290件 女性18件)	健康づくり課
		○相談室内の電話の改修を行い、相談環境の整備を行った。	男女共同参画課
	健康づくりのための知識の普及啓発	○公民館・地区組織と連携した継続的・体験型の健康教室やウォーキング大会等【目的】生活習慣の改善・生活習慣病の予防・健康の増進(運動を含む)【対象】健康づくりに関心のある人等【場所／実績】各保健センター・各地区公民館等／①健康づくり教室 363回 9,476人②ウォーキング大会等 75回 8,712人	健康づくり課
	食育の推進	○食に関する指導状況調査 【内容】教科・特別活動における食に関する指導に係わるとともにその実績を調査した。 【対象／時期】小中学校／H25年3月 【実績】(1)栄養教諭・学校栄養職員による教科別実施状況: 122校／127校、659回 ①学級活動 ②家庭・技術家庭 ③体育・保健体育 ④総合的な学習 ⑤生活 (2)教諭による文部科学省食生活教材の活用による食に関する指導の実施(小1・3・5年、中学生対象) 70校／127校、260回	保健体育課
		○スクールランチセミナー 【内容】食生活に関心を持たせ、望ましい食習慣の育成を目指して、学校栄養職員・栄養教諭が中心になり、「早寝 早起き 朝ごはん」をテーマに、長期休業中に中学校区の公共施設や各学校施設を使用して、保護者を交え調理実習と食指導を実施する。 【対象】児童生徒とその保護者 【実績】36全中学校区39会場で実施 参加者数 1,170人	保健体育課
		○家庭・地域との連絡を図る活動 【内容】学校給食への理解や関心を高め、給食活動や食事のマナーなどの実態を把握し、家庭における食生活やしつけのあり方について具体的な課題を見出すことができるように、各学校で学校や家庭、地域の実情に応じて創意工夫して親子給食や給食試食会、招待給食などを実施した。 【対象】保護者、就学前の子ども、地域の方、生産者等 【実績】127校／127校、304回、延べ参加者数 7,829人	保健体育課

重点目標5

施策の方向性	具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課
		○公民館主催講座の開催 【内容】食習慣や食に関する知識を学ぶ講座を開催。 【実績】21館、25講座、のべ2,173人	公民館
		○「さんかく岡山」主催事業 【内容／実施日／場所／参加者数】①「多文化ファミリーカフェ」マシアのおしゃべりアジア食堂／11月27日／ふれあいセンター／16人 ②「多文化ファミリーカフェ」ひな祭りのごはんー押し寿司にトライ／2月21日／さんかく岡山／9人	男女共同参画課
	健康診査受診の推進	○子宮頸がん予防(HPV)ワクチン接種 【内容】女性特有のがん死亡第二位である子宮頸がんの予防対策として中学1年～高校1年の女子を対象に子宮頸がん予防(HPV)ワクチン接種の勧奨を実施 【実績】接種件数 12,162件(3回接種／人)	保健所保険課
	「こころの健康づくり」の推進	○こころの健康相談 【目的】こころの健康相談に関する相談体制を充実するため専門医が直接相談にあたる。 【対象】岡山市在住市民 【その他】各保健センターにおいて、月1回 定員1日4人 【実績】49回／年 延べ92人	【対 健康づくり課
		○思春期こころの健康相談 【内容】予約制／精神科医及び専門職による思春期精神保健に関する相談 【延利用人数】16人	こころの健康センター
		○市民のための精神保健講座 【目的】睡眠とストレスは密接な関係にあり、不眠は仕事や人間関係のストレスから引き起こることも少なくない。健やかな睡眠のために、日頃の生活習慣を見直し、どのような生活を心がけたらよいかなどを学ぶ機会とする。 【対象者】岡山市在勤在住の市民 【実績】H24. 11. 4(日)開催 【参加者】180人	健康づくり課
③ 健康をおびやかす問題についての対策の推進	HIV／エイズや性感染症に関する教育の推進と予防のための啓発	○エイズ・性感染症、性教育出前講座の実施(再掲)	保健課 保健体育課
		○教職員を対象とした性と性感染症に関する研修会の実施(再掲)	保健課 保健体育課
		○「世界エイズデーin岡山」の開催 【内容】一般市民にエイズや性感染症について正しい理解を促し、予防する知識の普及を図る。 【実施日／場所／内容】10月27日・11月23日／岡山大学・山陽学園大学／大学祭のイベントでエイズに関するクイズ、エイズキルト作成、レッドリボンツリー作成、パネル展、その他市役所ロビーにてパネル展を開催(11月26日～11月30日) 【対象／参加人数】一般市民／100人	保健課
		○エイズ・性感染症ホットライン・相談事業の実施 【内容】性行為によって感染する病気について電話相談及び面接相談を行う。 【対象／実績】一般市民／電話・窓口での相談850件(男性571件、女性279件、内ホットライン729件)、検査時相談件数 延べ826件	保健課

重点目標5

施策の方向性	具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課
	薬物乱用防止教育の充実	○薬物乱用防止教育に関する推進啓発 【内容】 岡山市学校保健会小・中学校保健部会で薬物乱用防止教育の実態調査の結果報告や各校での教育推進を保健体育課より依頼 【対象】 養護教諭・保健主事 180人	保健体育課
		○薬物乱用防止教育用資料等の送付 【内容】 薬物乱用防止に関連する教材 【対象】 小学校6年保護者 【配布時期】 12月	保健体育課
		○薬物乱用防止普及啓発事業 【内容】 「薬と健康の週間」事業の一環で覚醒剤等薬物乱用防止の普及啓発を目的とし、パネル展示、ビデオ上映、啓発資料の配布等を行った。 【実施日/場所】 平成24年10月27日/岡山ふれあいセンター 【対象者/実績】 一般市民/チラシ、啓発資料を約300部配布	保健管理課

重点目標6

	施策の方向性	具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課
①	行政分野における女性の参画の促進	市の審議会等における女性委員の参画状況の定期的な把握と目標の早期達成	○審議会等の設置並びに運営状況の調査の実施 【目的】各課で所管している審議会等の構成状況を把握する。 【対象】各所管課 【調査時期】4月実施 【主体】行政改革推進室、男女共同参画課 【調査結果】女性比率 40.3%(H25.4.1)	行政改革推進室
		○協議会等の設置並びに運営状況の調査の実施 【目的】各課で所管している協議会等の構成状況を把握する。 【対象】各所管課 【調査時期】4月実施 【主体】行政改革推進室、男女共同参画課 【調査結果】女性比率 18.3%(H25.4.1)	男女共同参画課	
	女性の市職員の管理職への任用	○女性職員の登用 【目的】能力・実績主義の採用により、性別に関わらず職員一人ひとりの能力・実績に応じた登用を行う。 【対象】市職員 【実績】女性管理職の割合6.9%(H25.4.1)		人事課
	②	企業や各種団体における女性の能力発揮のための積極的取組(ポジティブ・アクション)への働きかけ	○事業者表彰の実施(再掲)	男女共同参画課
女性の再就職支援の充実		○「さんかく岡山」主催事業 【内容/実施日/場所/参加者数】あなたの夢を応援します！女性だからできるソーシャルビジネス入門講座(全3回)2月～3月にかけて実施 延べ53人	男女共同参画課	
女性の創業支援の充実		○起業家塾の開催 【内容】意欲のある起業家を育成し、地域経済の活性化を図るために開講するもので、事業開始のための基礎的な事項から事業実施の事業計画書作成までを指導。(全5回)※台風により1回中止 【対象】市内在住の人、市内で事業を始めたい人、開業間もない人 【実績】受講者19人(女性7人) うち9人(女性4人)が開業	産業振興・雇用推進課	

重点目標6

施策の方向性	具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課
③ 農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	方針決定過程への女性の参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○「第3次さんかくプラン」の数値目標及び成果指標に係る現状値調査(再掲) 【内容】市の審議会の女性委員の割合(数値目標J)、市の女性管理職の割合(数値目標K)、女性の単位町内会長の割合(成果指標P)、女性のPTA会長の割合(成果指標Q)の平成24年度現状値を調査。 ○出前講座の実施(再掲) 	男女共同参画課
	農山漁村における女性の参画目標の策定と早期達成	<ul style="list-style-type: none"> ○岡山市農業振興ビジョンの策定 【内容】岡山市農業振興ビジョンの重点施策の一つに「担い手の確保・育成」を掲げ、農業経営主とその配偶者や後継者がともに意欲と能力を十分に発揮できるよう家族経営協定締結数を数値目標として設定。 【策定年月/計画期間】21年3月/10年間 【実績】24年度 98件 	農林水産課
	女性の能力開発と適性な評価	<ul style="list-style-type: none"> ○岡山市農林水産女性部協議会 【内容】農林水産業に携わる女性の地位向上と社会参加の促進をめざし、地域の発展に寄与することを目的に設置された協議会及び施設の視察研修を実施。 【実施日/視察先】H24. 11. 27/高知県安芸郡馬路村・南国市 【実績】参加者78人 	農林水産課
		<ul style="list-style-type: none"> ○岡山市女性農業士連絡協議会 【内容】岡山市女性農業士が地域発展のリーダーとして、本市農業の発展及び農村生活の向上に寄与する目的で設置した連絡協議会の先進地視察研修を実施。 【実施日/視察先】H25. 1. 30~31/愛媛県内子町、松山市、今治市 【実績】参加者16人 	農林水産課
		<ul style="list-style-type: none"> ○家族経営協定締結の啓発・支援 【締結件数】(H25. 3. 31累計)98件/(対前年比)8件増 	農林水産課
	農業委員等への女性の登用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○女性農業士の育成 【内容】総会等において農業委員会事務局より農業委員等の女性の登用に関する説明を行い機運の醸成を図った。 ○女性認定農業者の育成 【内容】認定農業者の申請受付相談等で、家族経営協定に関する説明等を行い、女性認定農業者の育成増進を図った。 【実績】認定農業者数574人(うち女性24人:4.2%) 	農林水産課

重点目標6

	施策の方向性	具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課
			<p>○女性農業委員活動の促進（女性農業委員4名） 【内容】食農教育と地産地消の推進 ・子どもたちの農業体験 ①千種小学校（東区瀬戸町鍛冶屋）の3年生23人を対象とし、白桃「千種白鳳」の袋かけ作業（H24.5.22）と収穫（H24.7.17）体験を行った。 ②玉井桜保育園（東区瀬戸町観音寺）の園児23人を東区宝伝の農業委員の畑に招き、メロン「ホームラン」の収穫体験を行った。（H24.7.9） ・女性農業委員を中心とした学校給食への食材提供等「岡山市民の日」関連行事として操南・操明小学校（H24.5.31）と操南中学校（H24.6.1）に、玉ねぎ計89kgを食材として提供した。その他、年間を通して上記3校を含め、朝日・大宮・福浜・浦安小学校、山南・芳泉中学校に、さまざまな種類の野菜を提供した。また、地場産物を積極的に取り入れた給食づくりを行っている、太伯小学校への視察研修を行った。（H24.9.3） 【内容】国、県単位での女性農業委員活動研修会への参加をし、情報交換と各地の活動事例を研修した。 ・「おかやま女性農業委員の会」総会及び研修会への参加（H24.7.23） ・中国四国ブロック女性農業委員研修会の参加（愛媛県松山市）（H25.2.15） ・女性農業委員活動推進シンポジウムへの参加（東京都千代田区）（H25.3.8）</p>	農業委員会
④	女性の人材養成と情報の提供	女性リーダーの養成と情報提供の充実	○さんかくカレッジ（基礎コース・専門コース）の開催（再掲）	男女共同参画課
			○「さんかく岡山」主催事業 【内容／実施日／場所／参加者数】 ①「働く人の自律～時代の流れを読む～」／12月7日／ちゅうぎん駅前ビル／33人 ②働く女性のための講座「護身術を身につけよう」「心を整える～禅の精神～」／1月～2月にかけて実施（全2回）／さんかく岡山／29人 ③「日本企業が女性人材を活用できない理由～女性管理職になるとイイコトある？～」／3月23日／さんかく岡山／49人	
			○生涯学習支援システム 【内容】 施設案内や学習機会など、各種の生涯学習情報を登録し、市民の学習に必要な情報を提供する。 【実績】 女性登録者331人 男性登録者468人 合計799人（H25.3末）	

重点目標7

施策の方向性	具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課
① 男女平等に関する世界の取組についての理解と国際協力・交流の促進	世界の動きや国際的な取組等についての情報提供及び啓発	○「さんかく岡山」市民協働事業 【内容／実施日／場所／対象／参加者数】①講演会「愛されることから愛することを学ぶ～ワト(ウガンダ)から学ぶ子育て支援～／4月26日／さんかく岡山／28人 ②講演会「駐在員のみた男女平等の国スウェーデン～仕事と子育ての両立が可能な国～」／5月と7月に実施(全2回)／さんかく岡山／延べ122人	男女共同参画課
		○国際交流ふれあい講演会の開催 【内容】友好交流サロンにおいて、外国人市民や海外での貴重な体験を持つ日本人を講師に招き、市民の国際理解を深めるために講演会を開催した。 【実績】5月～1月(6回)／延べ230人	国際課
		○公民館主催講座の開催 【内容】国際社会での女性を取り上げ、現状・取組を紹介し、望ましいあり方を考えるような講座の開催 【実績】7館、9講座、延べ183人	公民館
	持続可能な開発のための教育(ESD)の推進	○「持続可能な開発のための教育(ESD)」の推進 【実績】 ①学校や公民館などにおける持続可能な社会づくりに対する教育・広報・啓発活動 ②ESDに関わる学校や団体をゆるやかにネットワークづくり／137団体 ③持続可能な社会づくりのための教育を行っている学校や団体等に助成金を交付／23団体、ユネスコスクール28校 ④メーリングリストによる情報交換及びニューズレター発行／年間2回、各3,000部 ⑤交流会、ESDカフェを開催／12回、延べ302人 ⑥ESDウィーク2012の実施／36団体、55事業協賛	ESD世界会議推進局
		○「持続可能な開発のための教育(ESD)」の推進 【内容】①ユネスコスクール加盟申請への支援 ②ユネスコスクール推進校を対象にした研修会の実施及び校内研修会への講師派遣 ③推進校に対する関連図書費補助 ④実践事例集の作成・配付 【実績】①加盟校17校、申請校14校 ②研修会開催回数 3回 校内研修会への講師派遣回数 13回 ③図書費補助対象校 31校 ④実践事例集は3月に全市立小中学校に配付	指導課
	外国人のための相談、情報提供の充実	○外国人相談窓口の設置 【内容】外国人市民から寄せられる行政手続き・生活相談について、国際課の言語担当者(英語、中国語、ハングル)が通訳として対応した。 【実績】英語64件、中国語293件、ハングル2件、日本語16件、その他27件 ○「さんかく岡山」主催事業 【内容／実施日／場所／対象／参加者数】「多文化ファミリーカフェ」／6月～3月にかけて実施(全15回)／さんかく岡山ほか／外国人女性／延べ225人 ○市民協働事業(We do！) 【内容／実施日／場所／対象／参加者数】講演会「在住外国人女性の自立を阻むもの～こころの健康から見えるもの～」／2月23日／さんかく岡山／21人	国際課 男女共同参画課

重点目標7

施策の方向性	具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課	
② 岡山市に暮らす外国人への支援及び地域社会への参画促進		○友好交流サロンの運営 【内容】様々な地域国際化事業や外国人への生活情報を提供するとともに、外国人市民と日本人市民の交流の場とする。 【実績】①日本語教室の開催 132回／参加者数 延べ3,586人②多言語生活情報紙「あくら」の発行(6ヶ国語)／発行4回／発行総部数12,510部③インターネットサービスの提供事業等(無線LAN)	国際課	
		○行政情報の多言語化 【内容】国際課の言語担当者(英語、中国語、ハンゲル)等が行政情報を翻訳した。 【実績】英語82件、中国語34件、ハンゲル34件、ポルトガル語2件、ベトナム語1件、ロシア語1件	国際課	
		○公民館日本語教室の開催 【内容】京山・岡輝・北公民館において、外国人市民を対象とした無料の日本語教室を開催した。 【実績】113回／延べ992人	国際課	
	国際理解・交流活動の推進	○外国人との交流の場の提供 【内容】地域住民と在住外国人が同じ地域住民としてふれあう場を提供する。 【実績】3館、延べ298人	公民館	
		○日本文化体験交流会の開催 【内容】友好交流サロンにおいて日本文化体験交流会を実施し、外国人市民との交流を図った。 【実績】「切り絵」(6月)、「おにぎりづくり」(11月)、「おひなさまづくり」(2月)／延べ46人	国際課	
		○多文化共生社会推進モデル町内会の運営支援 【内容】外国人市民の多く在住する地域を「多文化共生社会推進モデル町内会」に指定し、地域の国際化を推進している。 【実績】①町内会との留学生の懇談会の開催②地域のお祭り等のチラシを多言語化、招待③留学生オリエンテーションでの町内会制度の紹介(大学との連携)④留学生対象のごみ捨てに関する出前講座の開催(大学との連携)	国際課	
		○国際理解出前講座 【内容】次世代の国際交流の担い手となる子どもたちに対して、本市の国際友好交流都市・地域をはじめとする様々な国のことを紹介する授業を小学校を対象に実施した。 【実績】2校／98人	国際課	
		○「さんかく岡山」主催事業の実施(再掲) ○市民協働事業の実施(再掲)	男女共同参画課	
		外国人の意見が反映される市政運営	○岡山市外国人市民会議(第3期)の開催 【内容】外国人の意見を市政に生かすため、外国人市民にとって問題となること(行政情報の多言語化、防災など)について議論した。 【実績】会議を4回開催し、とりまとめた内容を提言書として岡山市へ提出した。	国際課

重点目標8

施策の方向性		具体的施策	平成24年度に実施した主な施策	担当課
①	市民参加による 施策の一層の推 進	審議会や実行委員会へ の市民の参画の推進	○男女共同参画専門委員会における公募委員の募集 【内容】男女共同参画社会の形成の促進に関して意見を聴く専門委員会の委員を市民から公募する。(任期:平成24年4月～平成26年3月) 【実績】10人中3人(H24.4.1現在)	男女共同参画課
			○「男女共同参画推進週間(さんかくウイーク)」実行委員の募集 【内容】男女共同参画社会の形成の促進を図るため、「男女共同参画推進週間(さんかくウイーク)」において各種行事の企画及び運営を行う実行委員を募集する。 【実績】27人(男性9人、女性18人)	男女共同参画課
			○「新成人の集い」実行委員の募集 【内容】新成人該当者による実行委員会を組織し、新成人の手で「新成人の集い」の企画・運営を行う。(広報は「市民のひろば」や大学等へ出向き学生への呼びかけ等) 【実績】実行委員15人(男性7人・女性8人)／実行委員会31回開催／当日の市民ボランティア(154人)(男性54人、女性100人)	生涯学習課
		男女共同参画推進週間 (さんかくウイーク)への 参画の促進	○男女共同参画推進週間「さんかくウイーク」(6月21日～27日) 【内容】「さんかく条例」の規定に基づき、市民及び事業者と協働して全市的に各種行事等を実施。 【実績】44行事、参加者数延べ2,334人 (プレウイーク6月14日～6月20日、フォローウイーク6月28日～7月4日実施分を含む)	男女共同参画課
			○「男女共同参画推進週間(さんかくウイーク)」での公民館行事の開催 【内容】男女共同参画をテーマとする講座を全館で開催。 【実績】37館、38講座、延べ1,261人	公民館
	多様な団体等の連携に よる広報・啓発活動の 推進	○市広報紙・市政テレビ・市政ラジオ等による広報(再掲) ○オレンジリボンキャンペーン実行委員会との連携による広報、啓発	男女共同参画課	
②	男女共同参画社 会推進センター 「さんかく岡山」 の機能の充実	市民協働の活動拠点と しての場と情報の提供	○市民協働事業 【内容】男女共同参画社会の形成を促進する事業について、その企画案をさんかく岡山登録団体(市民)から募集する市民企画事業と市が提案する市企画事業を市と市民が協働で実施。 【実績】市民企画事業14事業、市企画事業1事業	男女共同参画課
			○さんかく岡山 【内容】①会議室の利用提供 ②ミーティングルームの利用提供 ③パソコン端末の利用提供 ④図書・ビデオの貸出 ⑤印刷機等の利用提供 ⑥託児室の利用提供 【利用実績】①10,002人 ②4,666人 ③797人 ④201人 ⑤60人 ⑥678人	男女共同参画課

参 考 資 料

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例	P52
岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本計画「第3次さんかくプラン」のあらまし	P57

○ 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例

平成13年6月27日

市条例第34号

改正 平成23年3月16日市条例第17号

平成25年12月25日市条例第49号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画社会の形成を促進するための基本的施策(第9条—第20条)

第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消(第21条—第27条)

第4章 推進体制(第28条—第34条)

第5章 補則(第35条)

附則

我が岡山市は、古くから、瀬戸内の温暖な気候と多様で豊かな自然に加え、多くの先人たちの活躍により、伸びやかで晴れ晴れとした風情と多彩な芸術文化を育み、先駆的な教育を実践してきた。

先人たちの軌跡をたどれば、性別にとらわれず自立した生き方を提唱する者、性別を超えて新たな活躍の場を求めて果敢に挑戦する者など、それぞれの時代を切り開いた男女の輝かしい足跡が今によみがえる。

我が国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきたが、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行等は依然根強く、配偶者等からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には未だ多くの課題が残されている。

新たな千年紀を迎え、社会経済情勢の急激な変化に対応し、持続的発展が可能な岡山市を創造するには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の形成を進めることにより、個人の個性と能力が十分に発揮されることが必要である。

ここに、私たち岡山市民は、性別にかかわらず一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創造するため、先人たちの功績に恥じぬよう、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会を早期に実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念並びに市、市民、事業者及び教育の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」を創ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うべき社会をいう。
- (2) 配偶者等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)第1条第3項に規定する配偶者並びに法第28条の2に規定する関係にある相手をいう。
- (3) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、ともに自分らしく輝くことができることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画社会の形成は、性別による固定的な役割分担によらず、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保され、自己の意思と責任により多様な生き方が選択できることを旨として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護などの家庭生活における活動とその他の活動とを両立できることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画社会の形成は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成は、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること及び生涯を通じた健康に配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画社会の形成は、国際的な取組と協調、連携して行われなければならない。
- 7 男女共同参画社会の形成は、市、市民及び事業者が自らの責任を自覚し、教育を含むあらゆる場において主体的にその役割を果たすとともに、相互の創意工夫によって互いに協働して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市の重点施策として男女共同参画社会の形成の促進に関する総合的な施策(積極的改善措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消を含む。)を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、国、県と連携を図り、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進を図るとともに、市民、事業者と協働して、男女共同参画社会の形成を図るものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画社会について理解を深め、社会のあらゆる分野において相互に協力して、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及び職場における活動と家庭における活動その他の活動との両立に配慮し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が行う男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(教育の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性にかんがみ、個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 男女は、次代を担う子どもたちの教育に関し、家庭及び地域から、ともに積極的に参画するよう努めなければならない。

(男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 家庭、職場、学校、地域等あらゆる場における性別による差別的取扱い

(2) 家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は当該言動に対する相手方の対応により相手方に不利益を与える行為

(3) 家庭内等における配偶者等への身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼす行為その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

第2章 男女共同参画社会の形成を促進するための基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

4 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第29条に規定する岡山市男女共同参画専門委員会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて基本計画の見直しを図るものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査研究)

第10条 市は、男女共同参画社会の形成を阻害している要因の調査分析及びその解消のための方策の研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

2 市長は、調査の結果及び研究の成果を公表するものとする。

(普及啓発)

第11条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解を促進するために必要な普及広報活動を行うものとする。

2 市は、第8条各号に掲げる行為の防止に関する啓発に努めるものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について年次報告を作成し、これを公表するものとする。

(学校教育及び社会教育の推進)

第13条 市は、学校教育及び社会教育(職場における学習を含む。)において、男女共同参画社会の形成に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(民間活動の支援)

第14条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する自主的な取組に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(家庭生活等と職業生活の両立支援)

第15条 市は、男女がともに家庭生活及び地域生活と、職業生活とを両立することができるように、子の養育及び家族の介護等において必要な支援を行うものとする。

(事業者の表彰)

第16条 市は、雇用の分野における男女共同参画社会の形成に関する取組の普及を図るため、当該取組を積極的に進める事業者の表彰を行うものとする。

2 市長は、前項に掲げる表彰を行ったときは、事業者の取組を公表するものとする。
(男女共同参画推進週間)

第17条 市は、市民及び事業者の男女共同参画社会の形成に関する理解並びに男女共同参画社会の形成に関する取組を推進するため、男女共同参画推進週間を6月に設ける。

2 市は、男女共同参画推進週間において、市民及び事業者の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を実施するものとする。
(市民に表示される情報に関する措置)

第18条 市は、広く市民に表示される情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長する表現並びに過度の性的な表現が行われないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(審議会等における積極的改善措置)

第19条 市長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱するときは、男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう選任しなければならない。

2 前項の規定は、岡山市男女共同参画専門委員会が、やむを得ない事情があると認めるときは、適用しない。

3 前2項の規定は、委員の任期の途中において委員の数に変動が生じる場合について準用する。
(苦情の処理)

第20条 市民及び事業者は、市が実施する施策であって男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情があるときは、規則で定める手続により、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、適切に処理するものとする。

3 市長は、前項の苦情の処理に当たっては、岡山市男女共同参画専門委員会の意見を聴かななければならない。

第3章 男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消

(男女共同参画相談支援センター)

第21条 市は、男女共同参画相談支援センター(以下「市相談支援センター」という。)を岡山市男女共同参画社会推進センター(以下「さんかく岡山」という。)内に設置する。

2 市相談支援センターは、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、情報の提供その他の支援を行うものとする。

3 市相談支援センターは、次に掲げる機関と連携を図りながら協力するものとする。

(1) 岡山市福祉事務所設置条例(昭和56年市条例第27号)に基づく福祉事務所

(2) 法第3条第1項(法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定に基づき岡山県が設置する配偶者暴力相談支援センター(以下「県相談支援センター」という。)

(3) 警察、弁護士会、医療機関その他の関係機関

(女性相談員による相談等)

第22条 市長が委嘱した女性相談員(売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条第2項の規定に基づき市長が委嘱する婦人相談員をいう。以下同じ。)は、市相談支援センターと連携を図りながら、第8条各号に掲げる行為を受けた者の相談に応じ、必要な指導を行うものとする。

(被害者の緊急一時保護)

第23条 市は、配偶者等からの第8条第3号に掲げる行為(以下「配偶者等からの暴力」という。)を受けた者(配偶者等からの暴力を受けた後婚姻又は法第28条の2に規定する関係を解消した者であって、当該配偶者等であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがある者を含む。以下「被害者」という。)からの申出により、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)の緊急一時保護を行うものとする。

2 前項に規定する緊急一時保護を行う期間は、被害者が当該申出を行った時から、法に基づく一時保護が開始されるまでの間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事由に該当するときは、緊急一時保護を行わない。

(1) 当該緊急一時保護の申出の理由となった配偶者等からの暴力と同一の事実を理由とする法第10条第1項各号(法第28条の2において準用する場合を含む。)に掲げる事項に係る保護命令の申立てについての決定により、当該緊急一時保護の必要性を欠くことが明らかなきとき。

(2) 法に基づく一時保護が行われず、正当な理由なくして法に基づく一時保護の申出が行われず、その他の緊急一時保護を行うことが適当でないと認められるとき。

4 市は、偽りその他不正の手段により第1項に規定する緊急一時保護を受けた者に対して、当該緊急一時保護に要した費用の返還を求めることができる。

(被害者の保護及び自立支援)

第24条 市は、法第10条第1項第1号(法第28条の2において準用する場合を含む。)に掲げる事項に係る保護命令の決定を受けた被害者(市内に住所を有する者に限る。以下この条において同じ。)からの申出により、当該保護命令が効力を有する間、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)に対して、市の施設において、法第5条(法第28条の2において準用する場合を含む。)に規定する保護に準ずる保護を行うことができる。

2 前項の場合において、市は、被害者が自立して生活することを支援するため、各種制度の利用のあっ旋、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

3 前2項の規定は、法第18条第1項(法第28条の2において準用する場合を含む。)の保護命令の再度の申立てを行った場合につい

て準用する。

(配偶者等からの暴力の発見者による通報等)

第25条 配偶者等からの暴力を受けている者を発見した者は、法第6条第1項(法第28条の2において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、その旨を県相談支援センター又は警察官に通報するよう努めるほか、市相談支援センター又は女性相談員に通報することができる。

2 市相談支援センター及び女性相談員は、被害者に関する通報又は相談を受けたときは、必要に応じ、被害者に対し、市又は県相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

3 前2項の場合において、市相談支援センター及び女性相談員は、法第6条第1項の規定により、被害者の意思を尊重しつつ、県相談支援センター又は警察官に通報するものとする。

(職務関係者の義務等)

第26条 市が実施する被害者の保護、相談等に職務上関係のある者(市の依頼によりその業務の一部を行う者を含む。以下「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保に十分な配慮をしなければならない。

2 職務関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 市は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者等からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(暴力の防止及び被害者の保護の促進)

第27条 市は、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進を図るものとする。

2 市は、被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上を図るものとする。

3 市は、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うものとする。

第4章 推進体制

(推進体制の整備)

第28条 市は、市、市民及び事業者が互いに協働して男女共同参画社会の形成の効果的な促進を図るため、市、市民及び事業者が参加する全市的な推進組織として、さんかく岡山の機能の育成、充実を図るものとする。

2 市は、さんかく岡山を拠点に、市の施設相互間の連携体制の整備に努めるものとする。

3 市は、関係部局相互の連携により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を円滑かつ総合的に企画し、調整し、及び実施するため、市長を長とする推進体制を整備するものとする。

(岡山市男女共同参画専門委員会の設置)

第29条 本市の男女共同参画社会の形成の促進について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、岡山市男女共同参画専門委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第30条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 第9条に規定する基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 第19条に規定する審議会等の委員の選任に関すること。

(3) 第20条に規定する苦情の処理に関すること。

(4) 男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。

(5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第31条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第32条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、第2号に掲げる者については、委員の総数の10分の3以内の数とする。

(1) 学識経験者

(2) 公募に応じた者

(3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第33条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第34条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 委員長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定める。

第5章 補則

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第19条及び第21条から第26条までの規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第19条第3項の規定は、平成14年4月1日前から引き続き任期の中途においては適用しない。
- 3 平成14年3月31日までの間は、第9条第4項の規定中「第5条第2項の規定による専門委員会」とあるのは、「第5条第1項の規定による部会」とする。

附 則(平成23年市条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以後、最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第32条第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則(平成25年市条例第49号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本計画「第3次さんかくプラン」のあらまし

1 策定の経緯

岡山市は、平成13年6月に、性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の創造を目的とする「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（さんかく条例）」を、市と市民の協働により制定しました。

このさんかく条例の規定に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成14年3月に「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画（さんかくプラン）」、平成19年3月に「新さんかくプラン」を策定し、市民と協働しながら、男女共同参画社会の実現に向け、取り組んでまいりました。

平成22年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識・実態調査」では、前回調査（平成17年実施）に比べ、「男は外で働くもの、女は家庭を守るもの」といった固定的な性別役割分担意識が解消されつつあり、男女共同参画の意識の高まりを示していますが、実態としては、依然として家事を担うのは女性であることが多く、男女共同参画が十分浸透しているとは言い難い状況にあります。

こうしたことから、男女共同参画社会を実現するためには、個人のみならず、社会全体での意識改革とともに男女共同参画推進に向けてのさらなる取組が必要であると考えます。

このような考えのもと、「新さんかくプラン」の計画期間が平成23年度をもって満了するのを受けて、このたび「第3次さんかくプラン」を策定しました。

2 検討経過

- (1) 岡山市男女共同参画専門委員会での審議（7回）
- (2) 第3次さんかくプラン策定ワーキンググループ会議（10回）
- (3) パブリック・コメントの実施（期間：平成23年12月15日～平成24年1月13日）
- (4) 公聴会の開催（さんかく岡山、中区保健センター、百花プラザ、西ふれあいセンター）

3 計画の基本的な考え方

(1) 計画の目的及び基本目標

性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」（＝男女共同参画社会）の実現を目的とし、

- ① 性別にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重される明るいまちの実現
- ② 性別にかかわらず、多様な生き方を認め合えるあたたかいまちの実現
- ③ 性別にかかわらず、多様な意見が活かされる元気なまちの実現

を基本目標とします。

(2) 基本理念

さんかく条例で規定した7つの基本理念を本計画の基本理念とします。

(3) 計画の位置付け及び期間

この計画は、岡山市都市ビジョン〔新・岡山市総合計画〕との整合性を図り、市政のあらゆる分野の施策の推進にあたり、男女共同参画の視点をいかすためのものです。

男女共同参画社会基本法第14条第3項及びさんかく条例第9条に規定する基本的な計画として位置付けます。本計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5カ年とします。

4 第3次さんかくプランでの取組

(1) 重点的な取組

これまでの本市の男女共同参画の取組と課題をふまえて、

- ①男女平等を推進する教育・学習の推進
- ②配偶者・パートナー等からの暴力への対策の推進
- ③男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- ④男性にとっての男女共同参画の推進

に重点的に取り組みます。

これらの取組を通じて男女共同参画社会の形成の促進をするためには、市の取組だけでなく、市民・事業者のみなさんが自らのこととして取り組んでいただくこと（協働）が大切です。

(2) プランの効き目を測る

このプランに基づいて市民・事業者・市の行うさまざまな男女共同参画の取組が、市民生活の中にどのように浸透し、成果として現れたかを見るための指標（成果指標）を設定します。

また、市の取組については、重点目標ごとに数値目標を設定し、その達成度合の進行管理を行います。

そして、この数値目標と成果指標をもとに、毎年評価を行い、その結果を公表します。

(3) 推進体制

① 審議会

○男女共同参画専門委員会

基本計画の策定や苦情の処理に関する事項等について調査審議するほか、審議会等の男女いずれの委員も4割以上とする「さんかく条例」の規定の適用除外について審査を行います。委員の定数は10人で、3人以内で公募委員を募集します。

○さんかく岡山運営委員会

「さんかく岡山」の運営及び事業に関する審議を行います。委員の定数は8人以内で、学識経験者以外に「さんかく岡山」の利用者の内から委員を委嘱し、「さんかく岡山」の運営及び事業に利用者の視点を反映させます。

② 男女共同参画推進本部

市では、男女共同参画施策を総合的に進めるための庁内推進組織として男女共同参画推進本部を置いています。推進本部は、市長を本部長として、局長級の職員で構成しており、関係の課長級職員からなる幹事会を設けています。

岡山市男女共同参画専門委員会委員名簿

氏 名	現 職 等
赤井 藤子	公募委員
池田 典子	公募委員
大本 崇	弁護士(岡山弁護士会)
○ 貝原 己代子	NPO法人さんかくナビ理事長
小松 泰信	岡山大学大学院環境生命科学研究科教授
中谷 文美	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授
◎ 中塚 幹也	岡山大学大学院保健学研究科教授
半田 雄三	岡山商工会議所青年部会長
松井 圭三	中国短期大学保育学科・専攻科介護福祉専攻教授
森田 明男	公募委員

(五十音順)

◎委員長

○副委員長